

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和7年9月 17 日(水)午前 10 時～午後3時 29 分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 水野忠三 副委員長 堀江珠恵 委員 片岡健一郎
委員 谷平敬子 委員 大野慎治 委員 井上真砂美
委員 木村冬樹

欠席議員 なし

説明員 市民協働部長 伊藤新治、福祉部長 佐野剛、健康こども未来部長 西井上剛、
教育部長 石川文子
企画財政課長 井手上豊彦、同主幹 小出健二、行政課長 兼松英知、同統括主
査 宇佐美祐二、こども家庭課長兼地域交流センター長 佐久間喜代彦、同指
導保育士兼子育てセンター長 野田克枝、同統括主査 南端隆佳、学校教育課
長 酒井寿、同主幹 井上佳奈、生涯学習課長 中野高歳、同統括主査 山内雅
史

事務局出席 議会事務局主幹 田島勝己、同主任 村瀬雄哉

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 55 号	岩倉市立学校体育施設の開放に関する条例の制定について	賛成多数 原案可決
議案第 56 号	岩倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第 58 号	岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第 59 号	岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
請願第 2 号	定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充に関する請願	全員賛成 採択
請願第 3 号	保育料の全面無償化を求める請願書	全員賛成 一部採択
請願第 4 号	給食費の無償化を求める請願書	全員賛成 一部採択
請願第 5 号	岩倉市における、インクルーシブ保育のさらなる推進を求める請願書	全員賛成 趣旨採択

厚生・文教常任委員会（令和 7 年 9 月 17 日）

◎委員長（水野忠三君） ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案 4 件、請願 4 件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に当局から御挨拶をお願いいたします。

◎教育部長（石川文子君） 改めまして、おはようございます。

本日の委員会に付託された案件は、議案が 4 件、請願が 4 件となっております。議案は全て条例に関するもので、制定についてが 2 件、一部改正についてが 2 件となっております。

本日、グループ長以上の出席をさせていただいています。丁寧な答弁に努めてまいりますので、どうぞ慎重審議のほどよろしく願いをいたします。

◎委員長（水野忠三君） ありがとうございます。

本日の審査順について、お諮りいたします。

請願第 3 号、第 4 号、第 5 号の請願者より意見陳述の申出がありましたので、これを認め、該当の請願を議題とした後、付託議案 4 件、請願第 2 号の順で審査することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、審査に入ります。

初めに、請願第 3 号「保育料の全面無償化を求める請願書」を議題といたします。

請願者は意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（大野真平君） よろしく願いいたします。

本日はこのような機会を御提供いただき、ありがとうございます。

今朝、すみません。ちょっと本題に入る前に、子ども 2 人に、今日、市役所に行って市役所の方と議員さんの方と保育園のことをお話するんだということを伝えたところ、それはすごいねと。それが、かつ市役所の動画にアップされるんだと、これ一生の思い出だよねと言ったら、息子たちがちょっとまた後で見たいということで、息子と娘、楽しみにしておりまして、家に帰ってから、また動画を見たいなと思っております。よろしくお願いします。

本題になります。

父母の会から、1つ目ですね。ゼロ歳から2歳児を含めた保育料の全面無償化というのを求めます。

現在、岩倉市では、非課税世帯は無償、それ以外は所得制限によって保育料が軽減されております。かつ、今までは3人目から軽減対象というところがありました。が、10月よりこの軽減対象の幅が広がりまして、条件を満たせば第2子以降の未満児が保育料の半額ですとか、また無償化というところは最近資料として市から配付いただいております。こちらにつきましては、大変ありがたく思っております。

今回、改めてこちら全面無償化というところを陳述させていただくんですが、けれども、アンケートを父母の会の保護者に取ったところ、現在在園中の2人目以降の子どもについて、保育料の減免対象となりましたかというところのアンケートでは、子どもが2人いる以上世帯に対しては保育料の免除の対象外、あるいは途中で減免額が減ったというふうに回答した世帯は約62%に上りました。

この結果は、昨年のアンケートの結果とほぼ同様というところで、このことから負担軽減に関する条件である市民税の所得割5万7,700円の8階層以上の世帯というのは、継続して保育園を利用しているというところが分かっております。

また、子育てについて、費用面で不安を感じるかというアンケートにつきましては、不安を感じると答えた家庭は約58%に上っております。回答をいただいた世帯の半数以上が不安を感じているというふうに回答しております。昨年はこの値が48%ということで、そこから10ポイントも不安を感じる家庭が増えたというふうな結果になっております。

この背景を見ていきますと、昨今、物価上昇というところがかなり家計を圧迫しております。また、中小企業を中心としたほとんどの企業で賃金上昇というところが現状に追いついていないというところがあるのではないかと思っております。

加えて、円安というところも、今147円ぐらいかと思うんですが、加速しておりまして、日本の世界での競争力というところに不安を感じずにはいられないというところが、子育て世帯が安心して生活するというところは以前にも増して難しくなっているのではないかと感じております。

子育て世帯の所得制限によって保育料が軽減されるというところの今の制度は、10月からの部分に関しては非常にありがたいと感じておりますが、全ての世帯が救われていないというところの状況もございます。この経済面で

の負担を取り除いて、子育て世帯を増やしていくということは、岩倉市にとって持続可能なまちづくりにおいて最重要な取組の一つではないかと私たちは考えております。

もちろん、岩倉市としても、岩倉市の中期の財政計画などを策定しまして堅実な財政運営の検討、実行というものであったり、スマートインターチェンジ等を設置して暮らしやすい、または企業を誘致していくというところの地域生活の充実、経済の活性化というところを図っているということは理解しております。

ただ、私たち子育て世代に今求められているのは、やっぱり目の前の生活をいかに過ごすかというところと、子どもたちが大きく育っていくところになったときに、安心して岩倉市で子どもを育てていきたいというふうな形を願っております。

ちょっとこちらはワイドショーなので、東京のメインの話になりますが、子育て費用だとか将来の子どもを希望しないという意見というのがある一定数以上増えてきているというところになります。今は東京だけですとか、すごい大きな都市だけになるかなと思いますけれども、これが名古屋市、ひいてはどんどん岩倉市ですとか、少し住民が減ってくるところでもいずれこういうふうな環境になってきてしまうのではないかなと感じております。

こういったところを、やはり保育料の全面無償化というところをこの地域の周りに先駆けて実施するというところで、周りの市に対して岩倉市というものが子育てが非常にしやすいまちなんだというところを地域住民並びに市外の方にアピールするということは、非常に市にとってもいいことではないかと感じております。

近隣自治体の先頭を切って、ゼロ歳から2歳児の保育料の全面無償化を実現していただき、時代に乗り遅れることなく子育て世帯に選ばれる市を目指してほしいと考えております。

陳述は以上です。

◎委員長（水野忠三君） ありがとうございます。

意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 紹介議員の説明を省略し、請願第3号の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） 意見陳述、ありがとうございます。

ちょっと請願事項の中の1番目なんですけれども、ゼロ歳から2歳児を含めた保育料の全面無償化ということで、今小牧市とか田原市でも行っているということなんですけれども、ちょっと担当課の方にお聞きしたいんですけれども、このゼロ歳児から2歳児を含めた保育料の全面無償化を岩倉市で行うとしたら、どれぐらいの予算が必要かをお聞きしたいんですけど、お願いします。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 令和6年度決算ベースで試算いたしますと、ゼロ歳児から2歳児全てを無償とする、公立及び私立の保育施設について全てということになりますと、年間でおおむね1億2,200万円程度ということになります。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎委員（谷平敬子君） はい。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 私も執行機関にお尋ねしますが、請願者のほうの意見陳述の中で、10月から制度が拡充され、県の制度だと思いうんですけど、この内容をまずちょっと教えていただきたいということです。お願いします。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 保育料につきまして、おおむね利用される世帯の市民税の所得割額によって区分されておりまして、なかなか口頭で説明するのは非常に複雑なんですけれども、順を追ってちょっと長くなりますけれども説明をさせていただきます。

今現在は、令和元年からの幼児教育・保育の無償化によりまして3歳児から5歳児までは原則保育料は無償という形になっておりますので、ゼロ歳児から2歳児に係る保育料ということになっております。

まずもって、生活保護世帯であるとか市民税が非課税の世帯というのはゼロ円となっております。そこから、世帯の年収でおおむね360万円までの世帯につきましては、これまでは第2子を半額で、第3子以降を無料としていたものが、10月からは18歳未満で数えて第2子以降を無料とするということになっております。

次の階層ですと、年収470万円までの世帯につきましては、これまで同時に通園している、なので未就学のお子さんから数えて第2子を半額で、第3子以降を無料、または18歳未満で数えて第3子以降を無料としていたものを10月からは18歳未満で第2子以降を無料とする。

その次の階層ですと、年収930万円までの世帯で、従来は、こちらも同時通園ですね。未就学のお子さんで数えて第2子を半額で、第3子以降を無料と。または、18歳未満で第3子以降半額としておりましたところを、18未満

で第2子以降から半額とするということになっております。

なお、世帯の年収が931万円を超えるという世帯につきましては減免の対象はないという形になっております。

◎委員（木村冬樹君） そうしますと、この10月からいわゆる高額所得と言えるかどうか分かりませんが、931万円以上を除いて18歳未満の子どもの第2子については無償にしていくと、そういう方向ということで、簡単に言えばそういうことでよろしいでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 年収470万円までの世帯につきましては、18歳未満までは第2子以降で無料となります。年収が470万円を超えて930万円までの世帯については、18歳未満で第2子以降半額という形になります。

◎委員（木村冬樹君） そうしますと、931万円以上の世帯を除いて、請願事項でいえば第2番目の請願事項は、10月からは実施されるということになってくると、そういう確認でよろしいでしょうか。

◎委員長（水野忠三君） 当局でいいですか。

◎委員（木村冬樹君） 当局で。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 10月以降はそうようになると考えております。

◎委員（片岡健一郎君） すみません。今の話、関連で当局にお伺いします。ということは、931万円を超える世帯には減免対象はないということなんですけれども、これが対象がどれぐらいの世帯あるかというのはつかんでおりますでしょうか。お尋ねいたします。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 現状、年収931万円を超える世帯でゼロ歳児から2歳児に在籍する園児は48人おります。そのうちで、第2子以降に当たる方は12人いらっしゃいます。

◎委員（大野慎治君） 請願者の方にお聞きします。

今の説明で、おおむね賛同できるのか、いやいやそれじゃあ足りないんだと。931万を超えても減免制度が必要なのかというのが、どちらなのかなというのが、お聞かせください。

◎陳述人（長谷川 掌君） 私の一存ではっきりこうですとちょっと申し上げるのは難しいんですけれども、やはり段階的にいろいろな物価なども上昇している中で、こういうようなすぐの無償化では確かにはないんですけれども、こういった減免、一部でも無償化というのが広がるのは非常にありがたい行為なのではないかなとは思っています。

◎陳述人（大野真平君） 先ほどの大野委員のところで、ちょっと今長谷川

さんの話と踏まえてになりますけれども、10月から実施いただく先ほどの930万円未満までの半額並びに第3子は無償というところは非常にありがたいと思っております。

ただ、先ほどお伝えさせていただいたとおり、ほかの市に先駆けて岩倉市が子どもを育てやすいまちにするんだというところの部分は、私はやっぱりやっていくべきだと思っておりますので、まず陳述としてお願いしたいのは、第1としては930万円を超える方も含めて無償化で、それがやはりかなり難しいということであれば、930万円未満の方の全面無償化というところは検討いただきたいというところになります。

なので、今10月から実施していただくことは非常にありがたいと感じておりますけれども、そこからさらに検討というところを進めていただきたいというのが本日の陳述という形になります。以上です。

◎委員長（水野忠三君）　ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君）　ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いいたします。

◎委員（大野慎治君）　2の項目の世帯の931万円以上の方に対して、県の制度なのかもしれませんが、所得の制限を決めるというのは、あんまり僕は好きではないのでいかがなものかなとは思いますが、今までよりははるかに進んでいる状態ではあると思います。

僕は本当は紹介議員ですので、ゼロから2歳児を含めた保育料の全面無償化というのは可能であればやるべきだと僕は思っているんですが、請願者の方にも心苦しいんですけど、今年も人事院勧告ということで職員の人件費が大幅に上がって、財政的にもかなり厳しい状態ではございます。

3の意見書に関しては、皆さんすぐ同意が取れるのではないかなと思うんですけど、皆様の御意見をお聞かせください。

◎委員（片岡健一郎君）　まずは3に関して、国や県へ意見書というのは、これは賛同できます。あわせて、僕個人の意見です。請願事項の2、これはもうやるんですけれども、10月から、やっぱり実際今当局に質疑したところ、930万円以上、漏れる世帯はあると。12世帯ですけれども、ありますということなので、数字的に12世帯というのは非常に救える数字かなとか、対応できる数字じゃないかなと。全額無償は難しいにしても、第2子以降を半額にするとか、931万以上は12世帯、何か市の独自のプラスで、県がこれを

やるんですけれども、市独自の予算で12世帯、これぐらいの多分数字だと思いますので、毎年。独自でやってもいいんじゃないかなという意味合いも込めて、請願の2項目も一部採択できるんじゃないかなというふうには考えます。

2と3が採択できるんじゃないかなというふうには考えます。

◎委員（大野慎治君） 片岡委員のおっしゃるとおりで、僕も所得制限を設けるのが好きできないもんですから、やっぱり市独自で、片岡委員のおっしゃるとおり市として独自施策を打つべきであると思いますので賛同をさせていただきます。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございますか。

◎委員（木村冬樹君） 方向性としては、2と3を一部採択する方向に今動いていっているというふうに思いますけど、私もやはり保育も含めて社会保障の制度というものは一定の、保険制度であれば保険料を納める、保険制度でない社会保障の制度でいえば税金を納める、そういった中で所得を再分配するというやり方ですので、やはり一定納めている分でそこは所得の差で多く納める、少なく納めるというものがあるもんですから、そういった関係で給付する段階ではこの所得制限を設けるというのは、やはり社会保障の場合はやるべきではないかなというふうに思っているところでありますので、2項目、3項目を一部採択していくということで、他の委員の賛同が取れるのであればそういう形で結論をつけたらどうかというふうに思います。

◎委員長（水野忠三君） ほかに。

◎委員（井上真砂美君） 私も1番のゼロから2歳児を含めた保険料の全額無償化、先ほど年間1億2,000万、お聞きしましたので、なかなか全てということは難しいということで、第2の請願項目、第3の請願項目、国及び県へ意見書を出す、それから市独自の減免ということで、一部採択で第2、第3で賛同したいなと思っております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに発言される委員の方、いらっしゃいますか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ただいま御発言いただきました各委員の皆様から、一部採択、請願事項の2と3ですね。この請願事項の2と3について、一部採択とするよう御提案がございました。

ほかに御意見等はございませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、委員間討議を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

請願第3号を、請願事項2と3について、一部採択とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第3号は全員賛成により、請願事項2と3について、一部採択とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、請願第4号「給食費の無償化を求める請願書」を議題といたします。

請願者は意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（長谷川 掌君） 給食費の無償化に関する陳述を述べさせていただきます。

まず少し脱線してしまうんですが、私、こういった場には正直あまり慣れておらず、発言していく中でも頭の中が真っ白になってしまったりですとか、ちょっと言葉に詰まる場面もあるかもしれませんが、伝えたいという気持ちはございますので、すみません。止まりながらも発言させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず私、今回この給食費の無償化を請願させていただくに当たりまして、岩倉市の現在の給食費の負担額について確認をさせていただきました。現在、3歳児クラス以上については月額5,600円の負担となっております。この負担額というのが、近隣の市町村と比べてどうかということも確認してみますと、小牧市では月額5,000円、江南市では5,450円、北名古屋市では6,000円ということが確認できまして、ばらつきこそございますが岩倉市のこの給食費の金額が例えばどこかに比べて特別安いですとか特別高いですとか、そういったわけではなく、近隣の市町と比べても遜色のない金額であることが確認できました。

そして、岩倉市では現在、既に市民税の所得割の額が5万7,700円未満の世帯、また小学校就学前の児童で年齢が高いほうから数えて第3子以降に当たる児童については給食が無償化されるなど、こちら一部条件を満たす家庭

では既に給食費の無償化が実施されているということも確認しております。こちらは大変ありがたいことだと思います。

今回のこの給食費の無償化を請願させていただくに当たりまして、実は昨年出させていただきました請願、保育に関する包括的な経済負担低減を求める請願書、こちらの請願書の中の第2項目として給食費の無償化というものを記載しておりました。こちらの意図としましては、とにかく保護者の費用負担軽減という目的で、さきの陳述のように保育料の無償化、それからこういった給食費の無償化というものを請願していたというところであります。

しかし、今回こちらの請願を分けて提出させていただいた意図としましては、やはり保育料だけでなく給食費についても負担軽減を強く考えていく必要があるというふうに改めて考えたからです。

さきの請願でも陳述したとおりですが、子育て世帯の経済事情というものは逼迫した状況にあります。3歳以上の世帯は、保育料についてはゼロ円でございますが、保育料がゼロ円になったからといって子育てに対する負担が減るとは、イコールとはならないところがございます。

実際にやはり、3歳を超えていくと子どもはいろいろなことに興味を持って行動するようになり、例えば外出機会の増加、ほかには習い事を始めたときの月謝など、子どもの成長や関心に合わせた行動、こういったものにはどうしてもお金がかかってしまいます。

最近の物価の上昇についても、一つ一つのものについては小さな変化かもしれませんが。食品で数十円の変化であったり、例えばお米などはメディアをにぎわせているところもございますが、そういったものが積み重なって少しずつやはり家計は圧迫されております。

市としても、様々な取組を行っていることはさっきの陳述のとおり重々承知はしているところなんですけれども、やはりその中でこういった給食費の無償化、全国的にも実例が少ないものだとは思いますが、こういった新たな取組をしていくこと、これが子育て世帯に選ばれる魅力的な市としての発展につながると私どもは考えております。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ありがとうございます。

請願者の意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 請願趣旨の中にちょっと気になることがあります。

真ん中より下のほうなんですけれども、真ん中辺ですか。3割の保護者は給食費の無償化が負担軽減につながると回答しておりましたというのがあって、3割の方はちょっと困っているということで、7割の方はどう思っているのかなというような、喫緊の問題なのかなということが疑問に思うわけですけど、いかがなものでしょうか。

◎委員長（水野忠三君） 請願者でよろしいですか。

◎委員（井上真砂美君） 請願者、お願いいたします。

◎陳述人（長谷川 掌君） こちらの割合に関してなんですけれども、アンケートの内容から少し補足をさせていただきますと、まず子育ての費用負担軽減につながる内容ですね。どういったものが負担軽減につながると考えるかというようなアンケートを取っておりまして、その中で3割は給食費の無償化で、残りの7割程度に関しましては保育料の無償化というような発言をしております、あくまでもこの7割は給食費を無償化しなくてもいいですとか、そういった意見というわけではなくて、あくまでも負担軽減の中の意見割合として3割が給食費を上げたというところでございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 来年度から給食費が100円上がる、これは米価等の影響なのかどうなのか、当局に、お聞かせください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 現在、保育園の給食費につきましては、令和元年度からの幼児教育保育の無償化によりまして、3歳児から5歳児までは保育料を無償とするということで、一方で給食に関する食材に係る費用については実費の負担を求めるということになっております。ですので、現状、給食については3歳児から5歳児について給食費をいただいているということです。

その中で、国が示している副食費の価格というものがございます。こちらが当初、幼児教育保育無償化が始まった頃には4,500円であったものが、令和5年度から4,700円、そして令和6年度から4,800円で、令和7年度から4,900円というふうに国が設定している金額が上がっているということです。

これに併せて、1年後追いという形で、市としてもこの副食費の価格を上げさせていただいているということでございますので、国のほうが示しているのは令和7年度で4,900円となっているものを、令和8年度から4,900円とさせていただくということです。

一方で、主食に係る部分ですね。こちらにつきましても現状800円を徴収させていただいているということで、合わせて4,800円と800円で現状5,600円のものを令和8年度からは4,900円と800円で5,700円とさせていただくと

いう形を取らせていただいております。

なお、こちらにつきましては、制度上は食材に係る実費を負担していただくということになっておりますけれども、実際に令和6年度決算の給食の食材費の実費を計算させていただきますと、幼児で1人当たり月額7,440円がかかっているという計算になっております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 食材費は結構物価高騰の中で上がってきている中で、国の示す数字で1年遅れで岩倉市の給食費が決定されていっているという状況で、私も子育ての時期は相当前に過ぎましたので、今の制度、本当なかなか複雑で難しいなと思いながら、今の説明で一定理解できたところであります。

それで、国とか愛知県の動きがどういうふうになっていくのかというところで、小学校の給食費については、当初は来年度から無償というような形で国の動きがあったと思うんですけど、今それがなかなか見えてこないのが現状だと思いますけど、保育園、幼稚園の関係の給食費に対して国、県の動きは何かあるのかどうか、こういった点について教えていただきたいと思います。執行機関に聞きます。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 給食費に関する何らかの通知というのは、国からも県からも現状は来ていないというところですよ。お願いします。

◎委員（木村冬樹君） もう一つ、執行機関に聞きますけど、岩倉市の今の制度で第3子の給食費無償化の制度があります。小学校就学前ということで、児童で年齢の高いほうから数えて第3子に当たるということで、非常に限定的な形での無償化になっている。しかし、かなり前からやっていますので、そういった点では岩倉市の先進的な取組だというふうに思っています。

そこで、例えば先ほどの、前の請願にあったような形での年齢制限を設けてというよりも、18歳以下であれば第3子以降を無償化にするとか、そういうような取組が岩倉市で考えられないのかどうか、こういった点についてはいかがでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） ちょっとそちらについては資料を準備しておりませんので何とも、費用的な面が重要な問題になってくるかと思っておりますけれども、ちょっと試算をしてからでないとお答えできない状況です。

◎委員（大野慎治君） ちょっと国会のほうで2か月お休みをされているの

で、物価高対策の支援交付金の話が、全く補正予算の話が出てこないものですからあれなんですけど、今年、学校給食費値上げ相当分を物価高対策の支援交付金で負担させていただいたんですが、来年度も、国会が始まれば多分そういった議論が始まると思うんですが、例えば値上げ相当分の100円とか、先ほど木村委員が言った年齢を18歳未満のお子さんがある家庭について給食費の無償化を拡大するとか、そういった制度というのは多分、ひょっとしたら可能なかなあと。ちょっと毎年できるかどうか分かりませんが、物価高対策の支援交付金があれば可能なかなと思うんです。

やっぱり拡大していく方向性であってほしいなあと、先ほどの請願と一緒に思うので、基本的にどの辺のところを向けて、まずどういった考えで、まず値上げ相当分なのか、もうちょっと拡大して、先ほど木村委員が言ったように年齢、18歳未満のお子さんがいらっしゃる方に関しては負担軽減していただきたいのか、どういった方向性がうれしいのかなというのが請願者の方にお聞かせください。

◎陳述人（長谷川 掌君） 正直すごく難しいなと思うんですけれども、やはり私たちが今感じているのは、本当に目の前の負担というところでして、例えば今のような一部補助が出たとき、それが毎年できるか分からないという状態ですと、なかなか子どもを何人もうけてどういうふうに育てていくすとか、例えばアパート暮らしの方は家を買ってローンをどういうふうに返していったらすとか、そういったシミュレーションを立てて家庭をつくっていくということが非常に困難だと思うんです。

なので、やはり第1の希望としては、そういった継続的に無償化されれば一番いいなとは思いますが、ただ財政的なところでそれが厳しいということであれば、変化があるとそれのたびにやはり家庭は困ってしまうと思いますので、継続した何らかの補助を受けられるような制度を導入していただくのが一番家庭を維持していく上では助かるのかなとは私は考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 請願項目、今の請願事項の2につながるのかなと思ひながら聞かせていただいているんですけれども、全面無償化が難しい場合、一部助成する制度の導入を求めますということで、一部助成する制度というのは、今ちょっとなかなか難しい、継続するようなものが望ましいというようなことを言われ、具体的に一番何でしょうね。請願者の方、お答えいただけたらありがたいですけれど。

◎陳述人（長谷川 掌君） 少し先ほどの話の繰り返しになる部分があるんですけれども、毎年継続して行われるようなもので、かつ分かりやすい部分

となると、主食費ですとか、そういったところの一定金額の助成ですとか、先ほどの年齢制限の部分というのは、保護者側としても金額が見えやすいところだと思いますので、そういった制度が望ましいと思っております。

◎委員（片岡健一郎君） すみません。今の関連で、もう少し具体的に、主食費であれば、例えば所得制限を設けるのか設けないのか、その辺どういうイメージされているのかなというのをお聞きしたい。全員にやはり所得制限関係なく助成をしてほしいという話であるのか、助成も額も例えば半額なのか、何割なのかとか、具体的にそういうのがあれば回答して、そういったある程度の具体的な数字もないということではよろしいんですか。もしくは、あれば教えていただきたいです。

◎陳述人（長谷川 掌君） すみません。具体的な数字については検討はできてはおりません。

◎委員長（水野忠三君） 他に質疑はございませんか。

◎副委員長（堀江珠恵君） 当局のほうにお尋ねいたします。

小学校ですと、例えば生活困窮者の方に対してとか、やはり給食費の助成というものを行っているかと思うんですが、保育園児の方たちに対しては、岩倉市は何かやっていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 給食費の減免につきましては、まず国の制度としまして、副食費につきましては、先ほど請願者の方からも御説明いただきましたけれども、保育園につきましては小学校就学前までの子どもで数えて3番目以降の方、または市民税所得割額が5万7,700円未満の世帯につきまして免除ということになっております。

また、教育のほうにつきましては、小学校3年生以下の子どものうち3番目以降である子ども、または市民税所得割が7万7,101円未満の子どもについて、副食費が免除されるというのが国の制度となっております。それに併せて、主食費もこちらの国の制度に該当する世帯につきましては主食費も免除するというのを市独自の補助として行っております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いいたします。

◎委員（大野慎治君） 私、ちょっと給食費の無償化というのが、紹介議員ですので本当はしてほしいところではございますが、先ほど僕が言った物価

高対策とか、年齢的な部分で助成をするとか、そういった部分の助成を拡大するという木村委員の御発言もありました。

それを含めて、請願項目の２番と３番について、何とか皆さんの御賛同を得て、何とか一部採択できないのかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

◎委員（片岡健一郎君） 今の大野委員の御提案ですけれども、請願項目２に関しては、やはりちょっと具体性をもう少しはっきりさせないと、予算的にもどれぐらいの規模になるかというのもちょっと不透明なところもありますし、また請願者の方においても、どういったものを御希望されているのかというのが私自身ちょっと分からなかったので、２に関してはちょっと同意できないかなというふうには感じています。

ただ一方で、国や県に関しては意見書を出すということ、また財政的にも単独でやるというのはやはり厳しいのかなあというふうにも感じていますので、これは国や県のほうにしっかりと意見書を通して、そういった国や県の力を借りてどの自治体もやっていくべきことだと思いますので、そういった意味合いで請願項目の３を一部採択したいというふうな思いでおります。

◎委員（大野慎治君） 片岡委員、僕もやっぱり助成制度というのは、一部助成というのは僕たちももう一回勉強して、どういった制度がいいのかなというのはやっぱり委員会でみんなで決めていけばいいのかなと僕は思うんですね。また保護者の皆様と相談することも必要かもしれませんが、そういった形で、先ほど僕も物価高対策の支援交付金で一部助成することも可能だというふうに言いましたが、やっぱり皆さんの意見を僕たちがもう一回聞いて、委員会でもう一回もんでから、まず採択してみんなで考えるという形のほうがいいのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

◎委員（井上真砂美君） 私はやっぱり２番目の一部助成する制度というのが、あまりにもちょっと具体性がないということが気になっております。

それと、上のほうの請願趣旨の中に、３割の方が特に給食の無償化を望んでいる。７割の方は保育料のことですか、そちらのほうを望んでいるということで、ちょっと具体性に欠けるということで２番目の請願事項に関しては採択、ちょっと見送ったほうがいいかな。国、県のほうへの意見書を提出するというのをお願いしたい、採択していきたいと思っておるんですけれども、いかがでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 請願者で具体的な助成の制度を提案するというのは、やっぱり非常に難しい問題だというふうに思います。すごく細かいところまで制度を知らなきゃいけないし、財源の問題なんかも含めて考えると、何ら

かの形の一部助成をと、こういう請願になることは当然のことだというふうに僕は思っています。

それで、ただここでの合意が取れないということであれば、請願事項の3項目めだけになるかもしれませんが、今議論がされたように、例えば第3子の給食費の無償化の制度、これが小学校に上がっちゃうとなくなってしまうと、こういう状態。これは学校給食も同じ問題があって、9年間の間に、義務教育の間にいなければ第3子は無償化にならなかったわけです。それを今回、岩倉市は高校卒業までの期間に延ばしたということで、数十人の方がそれで制度を使えるという状況になったというふうに思っています。

だからやっぱり一步一步でもいいですから、そういう動きを岩倉市としてつくっていただきたいということで、執行機関側へのお願いになってしまいますけど、私も2項目めを含めて一部採択したいと思いますが、合意が取れないのであれば3項目めだけで一部採択にするしかないかなあというふうに思っています。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかに発言する委員の方はいらっしゃいますか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ただいま木村委員のほうから、請願事項、請願項目3番目、意見書の提出を一部採択するようという御提案がございました。

〔「僕も提案した」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 失礼しました。

各委員の御発言から、そのように意見の流れがなっていると思いますが、ほかに御意見はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） 請願事項の2つ目に関しては、先ほどの発言しましたけれども、当然考えないわけじゃなくて、これはやっぱり委員会としても考えていかなきゃいけないとは思っています、それは正直な話。ただ、こういう曖昧なニュアンスでなるべく請願を通したくないというか、多分執行機関が困っちゃうと思うんですね、具体性がないので。そういう意味合いで、また数字もまだつかんでない状態で、我々も数字もつかめていない状態で無責任に採択してしまうのも私の中では少し違うのかなというふうにも思いますので、これはまた委員会の中で話ししていきましようか。そういうふうな思いは当然ありますので、木村委員言われたように、やはり小学校と整合性を合わせていくとか、そういうことも考えられると思うし、またそれがどれぐらいの対象があるのかという予算的にどうなんだというのも委員会で調べればいいので、その辺はお約束したいなというふうにも思いますし、そうい

った意味合いでちょっと今回は請願に関しては3番目の請願項目を一部採択していただいて、2に関してはまた委員会で研究していくということでいかがでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 重複するようなことを言うてはいけないですけど、そうですね。委員会で研究をして、当局側にも聞いて、どのぐらい財源がかかるかということも。場合によっては、委員会代表質問にするだとか、あるいは一般質問でいくのか、こういったことを議員各位でしっかり受け止めて検討していきたいということでまとめたいと思っています。

◎委員（大野慎治君） 僕も発言した以上、委員会の課題として、委員長として十分留意していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかに御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 各委員の御発言から、請願事項、請願項目の3番目、意見書の提出について一部採択すべきというふうになったかと思います。ほかに御意見等ございませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、委員間討議を終結いたします。お諮りいたします。

討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

請願第4号、請願事項、請願項目のうちの3番目、意見書の提出について、一部採択とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、全員賛成により、請願項目3、意見書の提出の部分について、一部採択とすることに決しました。

なお、先ほど一部採択されました請願第3号、先ほどの請願につきまして、一部採択の請願項目2と3のうち、請願項目の2につきまして、市長に送付し、その処理の経過と結果を請求したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、請願第5号「岩倉市における、インクルーシブ保育のさらなる推進を求める請願書」を議題といたします。

請願者は意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（鷺津和貴子君） 本日は、私どもの請願について御説明の機会をいただき誠にありがとうございます。

支援児父母の会は、市内の公立保育園に加配を受けて通園している子どもの保護者の会です。私たちの子どもは、日々先生方に手厚い御配慮をいただきながら安心して保育を受けています。このことに、まず心より感謝申し上げます。

一方で、就労要件の壁によって入園を諦めざるを得ない家庭や、たとえ入園できても生活に大きな困難を抱えている家庭があるのも事実です。私どもは、当事者の立場からこの課題について継続的にお伝えしてまいりました。今回もまた課題の解決に向けて、一步でも議論を進めていただきたいという思いから請願を提出いたします。

要望する内容は、御提出した書類に記載のとおりですが、本日は特に重要な点として大きく2つに絞ってお話しさせていただきます。

第1に、就労が難しい家庭とは具体的にどのような状況にあるのか、第2に、なぜ私どもがインクルーシブ保育の推進を必要と考えるのか、以上の2点です。

まず第1に、就労が難しい家庭とは具体的にどのような状況にあるのか、1つのケースを御紹介いたします。

これは現在、市内の保育園に在園している子どもの家庭についてのお話です。大変個人的な事情となりますので、氏名を述べるのは控え、仮にAさんいたします。

Aさんは夫と3人の子どもを持つ母親です。上の子は小学生、真ん中の子は保育園年長、末の子は1歳半です。真ん中の子は保育園で加配を受けています。夫は会社員として就労し、Aさんは末の子を自宅で保育しながら、商品にシールを貼る内職を行っています。その作業から換算すると、時給はおよそ300円にすぎず、収入としてはごく僅かです。Aさんが自宅で内職をしている理由は、真ん中の子を保育園に通わせるための就労要件を満たすためです。

経緯を時系列で申し上げます。4年前、真ん中の子が1歳10か月の頃に発達の遅れや特性が見られたため、岩倉市が運営する児童発達支援施設あゆみ

の家に入所しました。あゆみの家は親子で通所し、子どもが集団生活に慣れるとともに保護者も子育てについて学ぶ場です。Aさんは上に子を小学校へ送り出した後、真ん中の子を連れて通所していました。Aさんは、真ん中の子を年少から加配を受けて保育園に入園させたいと考えていました。年少からの就園はごく一般的な希望です。しかし、当時、Aさんはあゆみの家に通所していたため就労しておらず、就職活動も困難でした。そのため、就職活動を事由に入園を申し込みましたが、定員に空きがなく入園を認められませんでした。

一方で、同じ時期に我が家も入園を申し込みました。私自身は当時、幸いにも職を得ており、就労を事由としたところ申請が通りました。同じ年齢で似た特性を持つ子どもであっても、このように差が生じました。

その結果、Aさんはもう1年あゆみの家に通い続けることになりました。その間に第3子を妊娠して、翌年2月末に出産しました。就職活動は現実的に不可能でしたが、妊娠出産を事由として再び入園を申込み、今度は認められました。真ん中の子は、年中から加配を受けて保育園に通えることになりました。しかし、妊娠出産を事由とする認定期間は出産から2か月後の月末で終了します。そのため、2月末に出産したAさんは5月の頭から就労を開始しなければなりませんでした。実際には、特別に配慮いただき期限を5月中まで延長されましたが、それでも乳児を抱えての就職活動は極めて困難です。また、Aさんは家庭の判断として、首もすわらない乳児である末の子を保育園に預けるという選択という選択は取らなかったため、外で働くことは事実上不可能でした。結果として、Aさんは自宅で内職を行うこととなりました。

Aさんは、現在も末の子を自宅で保育しながら内職を続けています。Aさんはこの内職を罰ゲームだと表現しました。収入源としての意味はほとんどなく、やりがいにも乏しい。さらに、子どものケアにより予定どおり作業時間を確保できなければ余暇や睡眠を削って働かざるを得ない、そうした状況を指しています。

障害児を育てる家庭の中には、両親が共にフルタイムで勤務するケースもあります。そのため、就労要件を満たせないとはどういうことかと疑問に思われるかもしれません。しかし、Aさんのように複数の事情が重なれば、就労が極めて困難な状況に追い込まれることもあります。こうした現実をぜひ御理解いただきたく存じます。

続いて、第2に、なぜ私どもがインクルーシブ保育の推進を必要と考えるのかについてお話しします。

インクルーシブ、あるいはインクルージョンとは、障害者を特別に分け隔てるのではなく、地域社会の一員として共に育ち、共に学ぶことを基本とする考え方です。国際的には90年代から、国内でも2000年代以降、インクルージョンの理念が福祉や教育政策に取り入れられてきました。

こうした理念が広がる中で、障害のある子どもを社会に適用させるのではなく、そのままを受け入れる社会であればよいといった言説を耳にすることもあります。しかし、当事者の保護者として、それは現実的ではないと感じています。大切なのは、障害のある子どもが社会に適用することと、受け入れる社会の側が両方から歩み寄ることだと考えます。

保育園での生活は、障害児本人にとって社会適用のための実践の場であり、保護者にとっては集団の中で子どもの特性や課題を見極め、将来に向けて育て方を考える機会となります。また、健常児にとっても、先入観のない幼児期から多様性に触れることは、社会で共に生きる力を育む大切な学びとなるのではないのでしょうか。つまり、インクルーシブ保育の推進は障害児やその家庭だけの問題ではなく、社会全体の利益にもつながるものです。

さらに、実際に、現在保育園に加配を受けて通園している子どもたちの多くは中度から軽度の知的障害のある子や、知的障害とまでは判定されないものの知的面の発達が境界域にある子、そして自閉スペクトラム症など発達障害と呼ばれるコミュニケーションや対人関係に特性のある子どもたちです。彼らは障害者全体から見れば比較的軽度の層に属しますが、その分、環境や支援次第で社会に適用できる度合いが大きく変わるという特徴を持っています。

例えば、子どもの発達が緩やかな子であっても、友達の会話や遊びのやり取りを日々目にしながら過ごすことで自分なりの表現方法を少しずつ身につけていくことがあります。あるいは、集団行動が苦手な子でも、同世代の仲間と生活をともにすることで次第にルールや人との距離感を学んでいくことがあります。こうした姿は、特別に隔離された環境だけでは得にくいインクルーシブな場だからこそ生まれる成長の機会だと感じます。

このようにインクルーシブ保育は、特に現在保育園で受け入れていただいているような子どもたちにとって、とりわけ必要性が高いものだと考えます。しかし、子どもたちが地域の中で共に育ち合うためには、制度的な裏づけが必要です。地域の園で障害児と健常児が共に過ごす機会を保障していただくこと、そのためには保護者の就労状況や現状の保育の必要性の認定基準のみで入園の可否を決める仕組みでは限界があります。

その意味で、私どもがお願いしている就労要件の緩和は、単なる家庭の事

情に対する特例という以上に、インクルーシブ保育を実現するために必要な制度として位置づけていただきたいと考えます。

どうか前向きな御検討をよろしくお願い申し上げます。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ありがとうございます。

請願者の意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 今日は具体的にいろいろお話し聞かせていただいて、ありがとうございます。

私も3人の子どもを育てながら共働きでしてきたもので、本当の保育のつらさというか、働きながらつらいという気持ちは本当によく分かっているつもりでございます。

で、ちょっとインクルーシブ保育ということ、説明していただいたわけですが、私が捉えているインクルーシブ保育だと、異年齢保育、もちろん障害者も含めて異年齢保育とか、それから外国籍の児童も共に学び合うというようなことを、自分なりにはそのように思っているわけですが、ちょっとそれ、当局の方、専門的な方、ちょっと教えていただきたいんですけども、インクルーシブ教育ということなんですけれども。

◎こども家庭課指導保育士兼子育てセンター長（野田克枝君） インクルーシブ保育ですね。今、公立保育園のほうで障害児保育のみならず外国籍の子を預かったりですとか、アレルギーを持ったお子さんですとか、本当にいろいろな多様な子が全て同じ環境で排除されることなく保育を受けているという状況を示すのがインクルーシブ保育で、今公立保育園ではそのように行っております。

◎委員（井上真砂美君） 実践されているという今お話し聞きまして、何人というか、インクルーシブ保育の現状を教えてくださいと思います。当局、お願いします。

◎こども家庭課指導保育士兼子育てセンター長（野田克枝君） 人数といいますと、本当に外国籍ですとか多種多様な言語が、まだ日本語が分からないですとか、たくさんのお子さんがある中、インクルーシブ保育を行っております。

加配を受けているお子さんということでよかったですかね。

◎委員（井上真砂美君） はい。

請願書の中でも書かせていただいたんですけれども、幼稚園で完全に受け入れていただけるのであれば、無理に就労して保育園に入る必要はないんですが。

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議事録の内容につきましては、後刻協議会のほうで協議の上、正・副委員長の権限で議事録の整理をしたいと思いますのですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） では、そのように決しました。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔「今、答弁じゃない」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 失礼しました。

◎陳述人（鷺津和貴子君） 失礼いたしました。

足りているか足りていないかというところでは、足りていないと考えていると。幼稚園で完全に受け入れていただけるわけではないという現状から、そうすると保育園になってしまうと。幼稚園での受入れも、ちょっと幼稚園が今定員割れを起こしている園もあつたりとかして、その影響もあつて大分以前より進んでいるんですね。ただ、一定レベル以上の障害児ということになってくると、やはり線引きはあるというふうに認識しております。以上です。

◎委員（片岡健一郎君） 執行機関にお尋ねいたします。

請願事項の1つ目で就労要件、これを緩和するよう対応を求めるという内容なんですけれども、これそもそもですけど、法律である程度基準があると思ってしまして、実際この40時間程度に市が独自ですということは法的に可能なんでしょうか。お尋ねいたします。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 保育を利用するに当たっての要件というものは、おっしゃられるとおり法律に定められております。

その中で、子ども・子育て支援法施行規則の第1条の5の中において、1月において48時間から64時間までの範囲内で、月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすることということが就労に関する要件として国の規則のほうで定められているということです。48時間から64時間までの範囲内で市町村が定めるということで、本市につきましては60時間ということで定めさせていただいております。

◎委員（大野慎治君） そうすると、岩倉市が48時間に減らすという、法律上それは可能なんですよね。岩倉独自で決めてもいいということで、問題ないんだよね。当局に。ちょっとお聞かせください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 理論上は可能です。

◎委員（大野慎治君） 昨年、月40時間程度と僕自分で、この委員会で発言したんです。60時間だったら3分の2の40時間程度。本当に趣旨にも書いてありますけど、内職って本当に時給にならないんですよ。本当に。僕も妻がやっていたんで分かりますけど、2時間やって、当時2時間半やってちょうど1時間程度の時給でした。当時ね。もう本当に大変なことって分かるんです、僕も。だからこそ、やっぱり僕は40時間に短縮するべきだというけど、法律で48時間だったら48時間まで、まずぎりぎり減らして、障害者の皆さんに寄り添うという形をまず市が見せなきゃ駄目ですよ。僕はそうやって思うんだよね。できるんだったら、法律でできるんだったら、そこまでまず減らして、で可能であれば独自で40時間にもできるんだったら可能で減らしていく。

まず本当に、僕は皆さんに寄り添う、障害児の皆さんにも寄り添う、お子さんにも保護者にも寄り添うという姿を市自体が見せなきゃ駄目だよ。そういった部分では、このことは僕は一番大事だと思う。一番寄り添うということを僕は本当に心から願いたいね、本当に。できるなら、いつでもできるなら可能であると僕は思うので、やっていただきたいと思います。

ちょっとこども誰でも通園制度がありますが、障害児の方でも受け入れるということでもいいんだと思うんですけど、それはどうなんでしょうか。当局にお聞かせください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） こども誰でも通園制度につきまして、制度上は幅広く、就労の要件に関わらず、またそういったお子様の個性に関わらずということになっておりますので、制度上は可能です。

ただ実際に実施する事業所のほうで、安全に実施する上においてどこまでできるのかという部分については調整が必要だと思っております。

◎委員（大野慎治君） その調整というのは、どれぐらい前に、ここに預けたいと言えれば分かるのか。そういったことが保護者の皆様に分からないと、ちょっといけないと思うんですけど、それはどのような調整なのか教えてください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 現時点では、

令和8年度からの実施に向けて事業者と調整しているので、具体的な時期がどうということはお示しできませんが、実際に開始された段では、利用したい施設を利用者の方が決定された後に、実際に施設の方と面談をして利用の可否を決めていくという手続もございますので、最終的にはその部分かなと思っております。

◎委員（木村冬樹君） この請願につきましては、今意見陳述が行われたように、請願事項も大事なんですけど、私たちの考え方をやっぱり変えていかなきゃいけないということが訴えられたというふうに思うんですね。

こども誰でも通園制度なんか、岩倉市でやる場合は一般的なやり方ですので、普通の子どもたちとは分けてやられる制度だもんだから、今意見陳述されたのは、集団の中で生活することによって今後のその子にとっての社会性が大きく影響を受けると、こういったところが訴えられたというふうに思うのね。

だから、あんまり請願事項を細かく見ていくのもどうかなとは思っていますけど、それでもやっぱりお聞きしなきゃいけないと思っていますので、1番目は48時間程度までは緩和することができるというのが今法的にはっきりしているということでありまして、2番についてはどうなんでしょうか。特別利用保育、あるいは私的契約児と、こういう制度の活用は本市において方法があるのかどうか、こういった点について当局にお聞かせいただきたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 実際に、既にそのような取組を実施されているところでいいますと、名古屋市のほうでは発達援助というところで、心身の発達に遅れのあるおおむね3歳以上のお子さんを看護しており、そのお子さんの障害の程度が名古屋市は別に定める基準を満たしているということであれば保育要件として認めるといったところがあります。

ただし、こちらについては園の定員に余裕がある場合であるとか、利用される園については市のほうで指定していくというようなことになっております。

また、江南市においては、特別利用保育というものを実施しておりまして、保護者の保育要件関係なく、そういったお子様、支援が必要なお子様については利用できるということはありますけれども、こちらについては利用については教育と同じ利用ということで限定されているということで、実績としては、6年度、7年度も江南市全体でお一人様のみだということになっております。

一方で、私的契約児童ということで、いわゆる今の保育新制度が始まる前の自由契約といったところに当たる部分での利用も江南市では認めておりまして、そこについては、保育料についてはその当時の最高額を徴収するという形で利用していただいているというようなことになっておりますので、本市としましても、そういった実際の事例をもう少し細かく研究していく必要があるのではないかなと思っております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

岩倉では、ほかで名古屋市、江南市で行われているものはあるものの、今お聞きするといろいろ、それでも何か不十分だなというふうに思ったりするわけですけど、そこについてもまだ研究段階にあるということでもあります。

こういった今の請願者の陳述にあったような考え方、インクルージョンというのの考え方をやっぱり議会も執行機関も含めてしっかりつかんで考えていく必要があるというふうに思っていますので、そういったようなことを執行機関側のほうではどのような研究がされているのか、話合いが行われているのか、実践がされているのか。実践は先ほどお聞きしましたけど、こういったインクルージョンというものの考え方については繰り返し議論されているという状況にあるというふうに確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎健康こども未来部長兼福祉事務所長兼こども家庭センター長（西井上 剛君） 少し今のお答えと併せて、ちょっと全体的な感じでお話しをさせていただきたいと思いますが、まずそもそもの保育園というところ、これは昨年も御請願いただいております、ずっと御請願をいただいておりますという話の中で、仮のお話にはなってしまうところもまずありますが、お話をさせていただきたいと思いますが、まず保育園というのは児童福祉法にもあるように、保護者の労働または疾病その他の事由で保育を必要とする場合において保育する施設ということでありまして、あくまでも保育園の利用というところは保護者が日中のお子様を見ることが難しいというところがあると。

その中で、それぞれ保育園の利用には保護者の方にそれぞれ保育を必要とする理由があるというところがございますので、言い方を換えますと、お子様の発達の様子や状況で保育園の入園の可否には関わってはいないということとは御理解をいただきたいと。

その中で次の木村委員の御質問の御意見とインクルーシブにつながる場所ですけれども、集団教育や社会性を習得するためにも保育が必要なんだというお話がございました。

当然、保育を実施する上で子どもの発達の狙いや目的や目指す効果の中で

は、そのように集団保育や社会性の習得というのは当然持ってやっている。それは今質問にある中でいうインクルーシブということをやっておるんですが、順がちょっと前後というか、それが保育を必要とする理由というところではなく、全て対象となる方はお受入れした後、外国籍であろうが障害のある方であろうが、保育の狙いの中では、目指すところでは集団教育、社会性をやるというところでございますので、あくまでも大野委員がおっしゃられた寄り添うというところになれば、保育と療育というところの意味もあるというところは御理解をいただきたいと思っております。以上です。

◎委員（井上真砂美君） 先ほど、木村委員のほうから、障害に関しての考え方を換えようというような話が出てきておりまして、私も本当に障害とか、不登校とか、そういうのは本当に身近にあって、恥ずかしいことでもないし、それを認めていく、一緒に考えていくというのが非常に大切だという気持ちには変わりないです。

本当にすごく昔のことになりますけど、障害、すごく重い子たちは、私も昔の仕事の関係から手足が本当に不自由な子でも、不自由どころじゃなくて膝から下がらないような子を本当に一時見ていたことがあるんですけども、膝から下がらない、手もちょっと不自由だけれども、しっかり御飯を食べていたり、そういう障害の子もいる中で、軽度であったり、障害というのはいろんな種類があって、肢体不自由児、聴覚障害、それから情緒障害、いろいろあるわけですが、みんな認めていくという考え方は、私は同じだと思っています。

社会においても、例えばもう公表していらっしゃるんですけど、黒柳徹子さんとか、もう公表していらっしゃいます。自分でADHDだとか、そういうようなことを自分で公表してみえます。それからさかなクンが公表されています。黒柳徹子さんやら、ほかにも乙武さんとか、障害があつてすごく頑張っている方も見えるので、この近辺だとオリンピック選手もいらっしゃるし、子どももきつと、障害があるけれども、目的が保育園に入れるということじゃなくて、立派に育てたい、子どもを育てるような目標みたいなことがあったら、ちょっと請願者の方にお聞きしたいです。

ごめんなさい。ちょっと難しい。

〔発言する者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 端的に要約して。

◎委員（井上真砂美君） はい、端的に言います。

私ですと、子どもを育てているときにいろいろ問題あったり、先生に叱られたりいろいろあったけれども、この子が将来1人前に自立してほしいとか、

の上の息子は今小学校に通っています。同じ学童に加配の子も一緒にいますと。その子と結構仲がよくて、何をその子から学んでいるかという、やっぱり個性がすごくある、これはもう個性だと思っていて、そういう方たちと一緒に学ぶというところは非常に、今私が息子から聞いている分には、すごく有益だなと思っていて、私や妻や身の回りの人間だけじゃなくて、小学生のその友達であったり、一緒に学ぶということはすごく大事だというところが感じています。

その子から、じゃあ何を学んでいるかという、例えば昆虫の捕り方とか、絵の描き方とか、すごく上手なんですね。絵をもらってきて見せてくれるんですけど、ものすごく上手な絵を描く子がいて、そういう子から絵を教えてもらったりというところがあって、これはダイバーシティとインクルージョンって結構難しいところがあるんですけど、ダイバーシティという観点でいうと、やはり皆が同じような環境にまず入れる。それが伸び伸びとできる。伸び伸びとするためには、先ほどの療育というところにつながると思うんですけど、まずダイバーシティというところを認めていくというのは、その就労条件という今回の本題にはちょっと外れるんですけど、すごく重要なこと。

この就労条件をある程度緩和することで、全てのダイバーシティは無理にしても、ある程度面積が広がるということは非常に重要だと私は思うので、ちょっとここは議論といいますか、請願1項目めのところはちょっとよく考えていただければと思います。以上です。

◎委員（片岡健一郎君） お話はよく理解できます。

執行機関の答弁いろいろと、また請願者のお答えも聞きながら考えていたんですけども、まずそもそもですけど、岩倉市において、どんな子でも、そのお子様の状態によって断るということはしていないはずなんです。ということは、ある程度一定インクルーシブの保育というのは実現できていると僕は思っています。

多分、請願者の方々が問題とされているのは、その前の段階の話で、要件が、障害児であれば、例えば40時間にしてほしいとか、もしくはそれも取っ払って、障害児であれば要件としてほしいということを多分望まれていると思うんですね。そこは整理させていただいて、そうなんですよね。実際、実現はしているはずなんです、入ってしまえば。言葉は悪いですけども、条件さえ整って入ってしまえば、どんな子でも分け隔てなく保育はしているはずなんですよ、岩倉市。

ちょっと嫌な質問します。これ、でも現実だからしますけれども、そもそ

も先ほどの答弁でもありましたけど、保育園というのは就労される方、この親御さんのためにあるものだと法律でうたわれています。

例えばですけれども、障害児という要件で入れるようにするとしますけれども、となると働いている方、働いている親御さんの子どもがもしかしたら預けられない可能性も出てくると思うんですね。ここをちょっとバランス取らなきゃいけないと思うんですけれども、その辺は、例えば働いている人が預けられなくても優先されるべきだというふうに考えておられるのか、その辺はどのようにお考えですかね。

要は障害児の方が優先されるべきだというふうにお考えなのか、そこは就労の方と一緒に土俵なのか、その辺はどのようにお考えなのかをちょっとごめんなさい。嫌な質問で。でも、実際起こり得る可能性があるので、そこはお考えをお聞きしたいと思います。

◎陳述人（鷺津和貴子君） 私どもがお願いしていることを実現していただくとなったら、障害児が優先ということになると思います。

ただ、実際に働けないという人は正直ごく僅かなんですね。なかなか障害のある子の子育てはお金がかかりがちですし、主に母親も自分自身が働くことの生きがいみたいなものもあったりしますし、働けるなら働きたいという人のほうが多いと思っています。実際、みんな働いています。

それでもやっぱり難しいという、ごくごく少数の方に対しては、はっきり言ってしまえば優先していただきたいということです。それは特別扱いといえはそうなんですけど、いわゆる合理的配慮というものの範疇に入るんではないかなと思っています。以上です。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いいたします。

◎委員（谷平敬子君） この請願、昨年も同じ岩倉市議会で今回と同様の意見書を国及び県に提出していますが、今回の意見書案の中にも次のような内容が入っていました。

保育の必要性の要件について、保護者が家庭で保育できない場合、つまり就労が要件とされていますということで、しかし障害者については本人の状態そのものが保育を必要とする要件となり得る場合もあると考えます。また、この障害の有無に関わらず、全ての子どもが共に育ち合える環境を制度的に

保障することは不可欠であり、これは家庭の利便性の問題に関わらず子どもの発達保障及び人権保障に直結する問題であると考えます。

このような取組は国や県においても推進していくべき内容であると思っています。

来年度から、こども誰でも通園制度が始まりますけれども、この内容は年齢が生後6か月から満3歳未満に限られており、時間も月に10時間になっています。こども誰でも通園制度は、保護者のために預かるものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて子どもが成長していくように子どもの育ちを応援することが主な目的になっています。

したがって、障害児も含めた全ての家庭が対象になっているので、公明党としては、そのような理由から障害者・児のインクルージョン推進のための対象児に障害があることを保育の必要性の要件とみなす対応を求める意見書については国及び県に提出すべきであると考えています。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 相当長時間にわたってお話を聞いてきて、やり取りの中でもいろいろ考えるところがあります。皆さん、恐らくそうだというふうに思っています。

やっぱり一番求められているのは、発達障害あるいは軽度の障害の方々はきちんと社会性を持って集団の中で生活することが大事なんだよということを、それをやっぱりここはかみしめるべきだなあというふうに思っています。

ですから、どっちかというと請願事項というのはそれに付随するものだからどうなのかなというふうに思ったりもします。法的にも難しい問題もあるものだから、一応採択するというのがどうなのか。程度ですからね。それが48時間を認めるということにもなるのかなというふうに思ったりはしますけど、採択か一部採択か、趣旨採択かしかないわけで、議会で判断するのはね。僕は、もうその中で選ぶとしたら、やっぱり趣旨採択を、全体を趣旨採択することが議会が寄り添う立場に立てるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎委員（大野慎治君） 委員長、すみません。1に関しては、去年に僕が自分が60時間だから40時間と言っちゃったんですね。だから僕、すごく責任を感じています。自分が言っちゃって、もう本当に責任を感じています。僕は48時間、ただし書でもいいんです。障害のあるお子様の保護者に関しては48時間、一般は60時間、ただしというのがあってもいいのかなと僕は本当は思うんですよ。だから、本当は1番だって可能な限りは可能だと思うんです。1番だって。僕がちょっと昨年度40時間と言っちゃったことが本当に責任を感じていて、48時間にすればよかったかなと本当に思っておりますが、特別

利用保育や私的契約児もなかなか名古屋市のようにぱっとできることは、江南市がちょっとあまり実績がないということでございましたのであれですが、できればこの2も可能であれば採択すべきだと思いますが、まずは谷平委員もおっしゃったように、まず3だけは必ず国や県に対しての意見書の提出はしていただきたいと思っております。以上です。

◎委員（片岡健一郎君） 去年、国や県へ意見書を提出、ほぼ同じ文言で同じタイトルでしています。それを受けてかどうか分からないですけど、国としても動きが去年より進んでいて、先ほど言われたとおり誰でも通園制度、まずは10時間ということなんですけれども、これも一歩僕は前進だと思っています。やっぱりこういう意見書を提出したということは、そういうことにつながったんだろうというふうに、よく考えればそう思っているんですけれども、なので一定国のほうも動きがあったということで、私は木村委員さんが提案された趣旨採択に関しては賛同できるかなと。

逆に言えば、意見書を去年提出しましたからこういった動きが出たわけで、この動きをまた様子を見て、これでも足りないということであればやはりまたさらに出していくといった流れにつなげる意味合いも込めて趣旨採択に賛同したいなというふうに思っています。

◎委員長（水野忠三君） ほかに。

◎委員（井上真砂美君） 私が1つちょっと気になって仕方がないのは、障害児であることを優先して、それで保育園へ入れてほしい。その後、就労を考えるとというのが、それがどうしても逆だということで、趣旨というのはすんなり落ちていかないところがあることはあるんです。

でも、請願者のお話をお聞きすると、子どもは本当に預かっていて育てることは本当に幸せなことだと思います。それを幸せになっていただきたいということで、ちょっとそこの就労要件のために働くというのはちょっと気になって仕方がないんですけれども、ほかにも一時保育とかいろいろな岩倉市にサービスもありますので、そちらのほうも見ていただきたいと思いますけれども、皆様が趣旨というふうで賛同されるなら趣旨採択というふうで認めていきたいと思います。

◎委員長（水野忠三君） ほかに発言はございませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 木村委員から、趣旨採択も選択肢ということで、趣旨採択について他の委員の中にも御賛同される委員がいらっしゃいましたが、この件についてほかに御意見はございませんか。趣旨採択に賛同しかねる委員の方はいらっしゃいますか。

〔発言する者あり〕

◎委員長（水野忠三君）　そうですね。一部採択ですよね。

それで、今趣旨採択と意見書の提出、請願事項、請願項目の３番目について一部採択を求める意見と両方ありますけれども、合意が取れない場合は通常の採決になって、選択肢としては不採択という可能性もございますが、御意見のある委員の方はいらっしゃいますか。

谷平委員、よろしいですか。もう発言なしでいいですか。

もう一度言いますと、趣旨採択を求める意見と、一部採択、意見書の提出を、請願項目、請願事項の３番目を一部採択すべきという両方の御意見になりますけれども、合意が取れない場合は通常採決に入りますので、不採択の可能性がございますが、それでもよろしいでしょうかということ。

〔「休憩取ってもらえますか」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君）　暫時休憩いたします。

（休　　憩）

◎委員長（水野忠三君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

ほかに御意見等はございませんか。

◎委員（木村冬樹君）　長時間休憩もらいまして、すみません。

私は趣旨採択がいいというふうに思っています。というのは、意見陳述を聞いて、やっぱりその考え方をもっともっと私たちも学ばなきゃいけないというふうに思っていますので、委員会としてそういった視察をするのか、勉強会をするのか、そういったこと、または実際の現場を見に行くのかということも含めてやるということで、今回はちょっとぼやっとしたものですけど、趣旨採択で全員の賛同が取れないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎委員長（水野忠三君）　ただいま木村委員から、趣旨採択とするように御提案がございました。

ほかに御意見はございませんか。

◎委員（大野慎治君）　請願者から、名古屋市の事例や江南市の事例、当局からもありましたので、我々も視察等を含めてもう一回、一から勉強してという趣旨であれば趣旨採択でも、本当は意見書を出したいんですけど、趣旨採択でもいいのかなと思います。以上です。

◎委員長（水野忠三君）　ほかに御意見はございませんか。

◎委員（谷平敬子君）　私も県や国に意見書を出したいなという思いでしたけれども、皆様の合意が取れなければ、また改めて皆さんとしっかりと勉強して、また理解を深めていきたいなと思っていますので、趣旨採択で合意い

たします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに御意見はございませんか。
よろしいですか。

趣旨採択ということでよろしいですね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、委員間討議を終結いたします。
お諮りいたします。

討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、直ちに採決に入ります。
請願第5号を趣旨採択とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第5号は全員賛成により趣旨採択とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。
お諮りいたします。

ここで休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め休憩をいたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） それでは、定刻になりましたので、休憩を閉じ、
会議を再開いたします。

続きまして、議案第55号「岩倉市立学校体育施設の開放に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） お願いします。

議案の中の別表についてお尋ねをいたします。小学校、中学校ともにですが、6時半からの時間帯については1時間半、90分という枠を設定されております。昼間、日中は、小学校ですけれども、2時間という時間帯の

枠でございますが、夜間になると1時間半になるわけでございます。この1時間半に設定した理由などございましたら、お尋ねをいたします。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） これまでの利用状況であったり、あと管理が可能な時間を踏まえまして最終の時間区分を午後の9時半までとしておりますが、6時半から午後9時半までが3時間と長いことから、より多くの方が利用でき、無駄な時間が少なくなるよう細分化をいたしまして2区分に分け、1時間半としております。

◎委員（片岡健一郎君） 分かりました。

それでは、今回の時間帯の区分をつくるに当たって、現状利用されている団体、またその上位の団体の組織などにはどういったお話をされたかということをお聞きしたいと思います。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 今回の利用区分を決めるに当たって、スポーツ協会であったりの意見を聞きながら、こういった形でまとめております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 何点かお聞きします。

使用料の減免で岩倉市スポーツ少年団が本会議では入ってなかったんですが、スポーツ少年団も入っているのでしょうか。

◎生涯学習課統括主査（山内雅史君） 減免につきましては、まだ今策定中の規則のほうで規定をする予定でありますけれども、スポーツ少年団ももちろん入れる予定をしております。

◎委員（大野慎治君） 屋内運動場ですね、小学校も、中学校も。逆に言うと、利用料金を取る団体はどこなんですか。ほとんど減免じゃないですかというのが疑問なんだけど、今使っている団体からすると。取られる団体というのは想定されているのでしょうか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 今利用している団体以外に、今後新たに団体として利用したいという、そういったお声があれば、利用料が減免対象にならないような団体も想定はされるかなと思っております。

◎委員（大野慎治君） そうすると、現状はほぼ全ての団体が減免団体であるという認識でよろしいのでしょうか。現状利用している団体という意味で。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） ちょっとまだ細かな減免であったりの規定を決めているわけではないので正確な話ではないかもしれませんが、ほとんど使っているような

団体は減免の対象になってくるかなというような印象は持っています。

◎委員（大野慎治君） 屋内運動場使うときというのは、総合体育文化センターも、各種団体、モップがけをするんですよ、必ず終わった後ね。モップがけして、必ずきれいな状態で引き渡すんだけど、この1時間半とか2時間でやると、その時間も含まれているという、モップがけで清掃活動をして、ほこり等を掃除機で吸うということも含まれているということですのでよろしいんですか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 準備と片づけ、当然清掃も含めて含まれているということで考えております。

◎委員（大野慎治君） ここで、この条例で指定管理者が行う業務の範囲で、ずっと常駐しているわけではないので、各種団体さんできれいに掃除して、きれいに管理してもらおうという形になるんだと本当は思うんだけど。屋内施設の施設、設備、備品等の維持管理に関する業務と書いてあるんだけど、そこまで常駐してない。総合体育文化センターだと常駐されているので管理できるんだけど、各小・中学校の運動場で、そこまで指定管理者、多分、総体文を管理している団体さんを想定しているとは思いますが、そこまで管理できるのかと、現場に常駐してなくて。それはどのようにお考えでしょうか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 常駐をしておりますので、細かく毎日のように点検ということはいかないかもしれませんが、備品の管理といったところで一定の期間ごとには見ていただくような、把握をしていただくようなことは考えております。

◎委員（大野慎治君） 指定管理者に行わせるということは、これは別途指定管理料をこの屋内運動場で増額するということなののでしょうか。そういうことも想定されているのでしょうか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 指定管理者にお願いする際は、別途そういった指定管理料であったりでお支払いするような、そんなことは考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） そもそもなんですけれども、この小・中学校の体育館に関しては今まで無償で使える状態だったと思います。今回、この条例で使用料を頂くということになるんですけれども、エアコンがつくタイミングで空調の設備と使用料を頂くのは分かるんですけれども、なぜこのタイミ

ングで使用料を頂くことになったのか、その経緯についてお尋ねいたします。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 小・中学校の屋内運動場及び武道場は、空調設備を導入することで、これまで以上に快適な環境で御利用いただけるようになります。その反面、光熱水費等の経費は大きく増加すると見込まれておりまして、これを全て税金で賄うことは利用されない市民との間で公平性を欠くものとなると思います。

公共施設を持続的に運営していくためには、利用される方の応分の負担をお願いする受益者負担の考え方が必要と考え、使用料を設定させていただきました。将来にわたって快適で安定した施設運営を続けていくために、御理解と御協力をお願いしたいと考えておるものです。

◎委員（木村冬樹君） まず、この条例の施行は来年度4月1日からということであります。それで、本会議で聞いた分では、規則はまだできてないということで、11月の教育委員会に示せるように準備していくということであります。

規則に基づく規定が幾つかありますね。6条の利用者の範囲を定めること、それから、最後、22条ですか、その他のことは規則で定めるという形になっています。規則が示せない段階で、この条例の制定を提案したということについては、何か理由があるんでしょうか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 理由としては、条例で大枠を固めまして、それを議会でお認めいただいた上で詳細な規則ということで考えていかないといけないかなというふうに思いまして、こういった流れになっております。

◎委員（木村冬樹君） 条例の中に規則に基づきという言葉がありますし、別に規則で定めるということもあるわけで、やはりこの条例を提案する以上は、規則を同時に見せてもらうということが必要ではないかなと。これまでもなかなか規則が出てこなかったことがありましたけど、今後は一緒に出してもらうということが必要ではないかな。

というのは、例えば本会議で聞いた減免する団体についてというところで口頭で答弁がありましたが、総合体育文化センターの管理及び運営に関する規則と同様な形で考えているというような答弁だったんですけど、それを見ますと大体どういうふうになっていくのか分かるんですけど、やはりこの規則というのを同時に示していただく。だから、ある意味、4月1日施行ということであれば、12月議会で規則と同時にということでもよかったんじゃないかなというふうに思いますが、指定管理の関係なんかもあるもんですから、

そういう時間的な余裕が欲しいのかもしれませんが、これは今後のところで少し考えていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 今後同様な件があれば、委員のおっしゃるような形を取ればというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君） 使用料を取るということで、空調設備が入ってということで一定やむを得ない部分があるのかなというふうに私も思うところがありますし、利用者の皆さんもそういうふうに感じているというふうに思っているところです。

それで、施設の使用料、開放施設の使用料のほうを取るということで、こうやって聞くと、ほかのところへの影響が出てしまっただけかもしれないかもしれませんが、例えば学校の校庭のところは使用料なしですね。ナイター設備があるところだけ夜間照明代を取っているというふうに思いますが、こういうところの整合性というのはどのように考えているのか、教えていただきたいと思います。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 一定、体育館、学校の屋内運動場と比較して、グラウンドなどは日常のメンテナンス的な面でかかる経費がそれほどではないといったところから使用料を設定しておりませんので、今回は類似をしている施設、総合体育文化センターであったりと整合を取りながら設定をさせていただいております。

◎委員（木村冬樹君） 最初に質疑がありましたように、時間帯の設定の仕方、一定、スポーツ協会の意見を聞いて決めたということですが、明らかに6時半から9時半までの時間帯という区分については、利用している団体にとっては使い勝手が悪くなるということは考えなかったのでしょうか。この辺については何かスポーツ協会から意見があったのか、あるいは利用している人たちから意見を聞いたのかどうか。

それと、総合体育文化センターは2時間ずつの枠で全部収まっていますけど、これとの整合性もちょっとどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） これまでの屋内運動場の利用が時間枠という考え方がなかったものですから、それぞれの団体ごとに本当にばらばらな時間帯で活動されていたものですから、なかなかそれを全ての団体が利用しやすいような設定というのが難しい状況がございました。

スポーツ協会であったりでも、そういったお話は意見としては聞いたり

しておりますけれども、利用団体であったり、意見を聞いても、それをまとめるというようなこともなかなか難しかったものですから、こういった形でほかの施設、総合体育文化センターなんですけれども、そこを参考に時間枠は設定をさせていただいております。

◎委員（木村冬樹君） だから、夕方からの部分は総合文化センターとは全く違う時間枠の取り方だもんだから、そこがちゃんと意見を聞いたのかということをお聞きしたいわけですけど。

じゃあ、ちょっと別の質疑に行きますけど、規則がまだできていないので、総合体育文化センターの管理及び運営に関する規則と同様な形になるというふうに想定をしてお聞きしますけど。利用している団体のうち、50%の減免になる団体というのが恐らく多いというふうに思うんですけど、その辺の状況というのは何か統計的に分かりますでしょうか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 施設ごとに利用する団体も違ってありますし、統計的にということでは取っておりません。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

市や教育委員会が主催する、あるいは小・中学校が教育の一環として使用する場合、それからスポーツ協会、文化協会が年間の計画に基づいた行事を行う場合、社会福祉協議会が年間計画に基づく行事を行う場合、県の関係の団体が行事を行う場合、また指定管理者の場合は指定管理者が定めている目的を達するための必要な範囲での使用ということが100%ですね、総合体育文化センターの規則では。50%が、岩倉市が財政援助する各種団体が主催する行事等に使用する場合がありますから、補助を出している団体が何か行事をする場合とか、あるいはスポーツ協会もしくは文化協会に加盟している団体、教育委員会の認定を受けた文化活動団体、ですからここが多分非常に多いんじゃないかなというふうに思うんですね。

だから、こういった人たちは、50%減免といえども、使用料の負担がこれまでなかったものが増えるわけですから、少なくともこういったところの意見を聞いて時間帯の設定だとか料金の設定を考えていくべきではなかったかなというふうに思いますが、くどいようですけど、その点について見解をお聞かせください。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 全部の団体から声を聞いたというわけではないんですが、一部の団体からは、スポーツ少年団だったんですけれども、活動する上でやはりできるだけ負担のないようにというような、そういった声は聞きながら設定をして

おりますし、これまで無料であった施設ということで、総合体育文化センターより安価な設定をしているところです。

◎副委員長（堀江珠恵君） 先ほどの木村委員ともかぶるところもあるかと思うんですが、1点お願いいたします。

特に今回、1時間半の枠になっているのがこの夜間なんですけれども、この夜間の枠の利用者はどういった時間枠で取られている方というのが、どれぐらいどういった時間の枠はどれぐらいの団体とかというのは分かっているんでしょうか。現在の。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 全て把握しているわけではないんですけれども、例えば7月とか9月だったりを見た感じでいきますと、夜間の時間帯は、利用としては1.5時間、1時間半利用する団体、2時間利用する団体、2時間15分利用する団体、2時間半、2時間45分、3時間といろんな使い方がございまして、多いのは2時間であつたりの利用が多い状況です。

夜間の時間帯というのは、開始時間も本当にまちまちでして、6時半から開始する団体もあれば、6時45分から、7時、7時半から開始と、団体ごとにまちまちとなっております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） すみません。申し訳ございません。利用者の範囲、第6条ですが、教育委員会の登録を受けた団体とする。ただし、教育委員会が認めたときはこの限りでないということは、教育委員会の後援や岩倉市の後援を受けた何らかの事業だったら、これはここに該当するということでしょうか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 後援を受けたような団体であれば、利用していただけるような形で考えております。

◎委員（木村冬樹君） すみません。18条からの指定管理者に関するところでお聞きします。

指定管理者に管理を行わせることができるということだもんですから、想定をしているというふうに思うんですが、現時点で指定管理者に管理を行わせようというふうに考えているのか、考えているのであれば、どういう形で指定管理者を選定していくのか、こういった点について教えてください。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 現時点で指定管理者に業務を行わせる考えは持っております。指定管理者とも、実際に業務をするに当たって、こんな問題がある、課題がある、

そういったことも、今、情報収集しながら進めているところです。

◎委員（木村冬樹君） 指定管理者に管理を行わせることで考えているということで、その場合の何か課題を今話し合っているというところなんですね。だから、選定方法とか、そんなのはまだ何も検討されてないということです。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） まだこれは細かなところは考えておりませんが、効率の面でいくと、現在の総合体育文化センターの指定管理者が行うのが一番効率的かなというふうに内々では考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。
次に、委員間討議に入ります。
発言する委員は挙手をお願いいたします。
暫時休憩にします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
発言する委員は挙手をお願いいたします。
よろしいですか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議及び今の当委員会での質疑や答弁を聞いていますと、利用の実態が2時間ぐらいというのが多いということでもありますので、夕方のところは、やはりそこが問題になってくるかなという問題認識を持っていますので、この点については委員の皆さんはどのようにお考えか、お聞かせください。

◎委員長（水野忠三君） 発言する委員は挙手をお願いいたします。

◎委員（片岡健一郎君） 実態としては2時間が多いということは答弁で分かりましたけれども、逆に1時間半という枠で借りられるのであれば、借りる団体もこれから出てくるのかなという、そういったこれからのことも考えれば、1時間半という枠というのは一定理解できるかなというふうには思っています。自分としては、そんな考えですね。

◎委員長（水野忠三君） ほかにございませんか。

◎副委員長（堀江珠恵君） 私も利用時間は2時間というのが多いかとは思いますが、団体のほうも結構減免ということもされるということもあるので、有効的に使うというふうな部分で考えると、1時間半の枠でもいい

いのかなというふうには考えます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに発言する委員の方はいらっしゃいますか。

◎委員（大野慎治君） 僕はちょっと確認したんですけど、準備から掃除まで入れて1時間半だとちょっと短いかなと思います、それは。実質掃除は…、モップがけをしたことございますか、総体文で。あると10分ぐらいかけているんですけど、半面を借りると、一生懸命かけるので。そうすると、その時間が長いと、ちょっと短いかなという感覚はあるのかなと。そういった部分ではちょっと短いかなという感覚はあるんですが、実態のことを、各種団体の声を聞いているわけではないもんですから、私も。それをするともた時間もかかってしまうので、どうするべきかというのはちょっと思うところはあります。

◎委員（井上真砂美君） 私は、1時間半というか90分枠、2枠ということだと2団体可能ということもありまして、それから結構長いと、今まで見ているとたくさん集まってわいわいしゃべっていたりとか、そういうような団体も、自分自身もやっているわけですがけれども、短い時間でぱしっと閉められるなら、それもいいのではないかと考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに発言する委員の方はいらっしゃいませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） そのほか、ほかに。

◎委員（谷平敬子君） 私も、より多くの団体さんがやれるなら、1時間半のほうがいいなと思いました。さっきモップのことを言っていましたけど、大きさによりましてけれども、その時間帯の中で団体さんがやれるように、その時間帯でやっていったほうがいいんじゃないかなと私は考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに発言する委員の方はいらっしゃいませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） それから、ほかに討議すべき事項はございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、委員間討議を終結いたします。

◎委員（木村冬樹君） 議案第55号について修正案を提出したいと思います。その動議を提出いたします。

◎委員長（水野忠三君） ただいま木村委員から修正案の動議、修正案の提

出がありました。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

岩倉市議会会議規則第80条の規定に従い、木村委員より修正案が提出されています。

提出者の木村委員から修正案の説明を求めます。

◎委員（木村冬樹君） 議案第55号「岩倉市立学校体育施設の開放に関する条例の制定について」、修正案を提出いたします。先ほど委員長が申し上げたとおり、会議規則80条の規定により提出するというものです。

説明いたします。

そもそも使用料を新たに徴収していくということにつきましては、基本的には賛成できるものではないところであります。しかし、空調設備が整って、その電気料金等を含めまして一定の使用料はやむを得ないかなというふうに思っているところです。

それで、修正案につきましては別表のとおりです。夕方の6時半から9時半までという時間帯を2枠に分けるのではなくに1枠として、30分単位で使用料を割った形での料金設定にできないかということであります。これによって、1時間半使う団体、あるいは2時間使う団体、2時間半使う団体、こういった方々も一定の負担軽減になるのではないかなというふうにと考えるとあります。

それで、空調設備についても、同じように30分1,500円というものは500円に。それで、武道場については1時間半で1,000円という形になっておりましたが、割り切れませんので、30分300円というふうに少し減額をさせていただきました。あとは市の提案とほぼ金額的には変わらない中身になっておりますし、できるだけ修正も少ないところというふうに考えましたので、別表の部分だけ修正案を提出いたしました。また質疑いただければというふうに思います。

◎委員長（水野忠三君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

修正案を精読する間、休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 異議なしと認めます。

よって、休憩いたします。

(休 憩)

◎委員長（水野忠三君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

修正案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） 修正案のほうでは、午後 6 時半から午後 9 時半まで 30 分単位ということで今見ましたけれども、私も毎月、公共施設の予約で予約システムを使ってやっているんですけども、今後予約システムになると思うんですけど、この 30 分単位で予約システムで取るとなると、こういった感じになるのかをちょっとお聞きしたいんですけど。当局にお尋ねいたします。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 現行のシステム上の課題になってくるかもしれませんが、システムでは利用する時間帯を固定して設定するということが前提でつくられておりまして、枠の中で自由に時間を設定して登録することができない状況です。また、一つの枠には 1 団体しか登録をすることができなかつたりもします。それをできるようにするためにシステムの改修が必要となるか、もしくはシステムの改修でも対応できない可能性もあるんですけども、そういったところで、改修ができるとしても、コスト、時間、そういった問題が生じますので、今、こういった形での 30 分単位での利用というのが、ちょっとなかなかできないのじゃないかなというふうに思っております。

◎委員（井上真砂美君） 修正案を出された木村冬樹委員にちょっと質問させていただきます。

特に中学校、小学校を午後 6 時 30 分から、30 分と書かれたのは、きっと利用者の人が 2 時間枠が多いということで 30 分というのを付け足されたと思うんですけども、この 30 分というのはどういうふうな規定があるか、規制があるかがちょっと気になります。

それは、例えば 30 分ならどこでも取っても構わないふうに考えられているのか、原案のと通りの 6 時 30 分から 8 時までのまた 30 分付け足しというふうな形なのか、どういうふうな形でこの 30 分 150 円、30 分 500 円というのを出されたのか、ちょっと説明をよろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 本会議やこの委員会での質疑に対する答弁の中で、利用の仕方が 6 時半から 1 時間、1 時間半、2 時間、2 時間半と、7 時からというのがまちまちであるという、そういうことでありました。その中で 2 時間を取る人が一番多分主流なのかなと思うんですけど。そういった中で、30 分単位で取れるようにすることによって、あらゆる人のニーズに応えられるのかなと思って、こういう設定にさせていただいたところです。

ただ、システム改修が必要だとか、そんなことについては全く考えもなし

に提案しておるものですから、できないと言われればできないんでしょうねという、そういう感想を持ちました。

◎委員（井上真砂美君） 30分だけ使うというのは、例えば真ん中の枠、真ん中の8時から30分使うという取り方もできるという確認でよろしいでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 可能ではありますが、そんな利用の仕方はまずないと思いますので、恐らく最低でも1時間半ぐらいの枠で取って、最高だと2時間半の枠ぐらいで取る。そういった人たちの中で、できるだけ負担を、2枠を全部取っちゃうよりも負担を軽くするために、こういう提案をさせていただいたところです。

◎委員（片岡健一郎君） 意図するところはよく分かります。

木村委員にお尋ねしますが、体育館だけを30分をつくっていくということになると、ほかの公共施設との兼ね合いというのでも考えなきゃいけなくなってくるんですけど、ほかの公共施設の時間帯を見ると、三、四時間だったり2時間だったりするんですけども、その辺はどのようにお考えですか。体育館だけが30分枠をつくることに関して、お考えをお尋ねいたします。

◎委員（木村冬樹君） 最初から全ての枠を2時間という枠でつくっていただいたなら、総合体育文化センターのように、そういうふうであれば異論はないのかなと思いますけど、夕方の時間帯だけ1時間半というところで、恐らくスポーツ協会とかに入っている人たちが利用するのは、この時間帯だろうなというふうに想定されるところで柔軟に取れるようにしたということ。だから、30分ごとということ、ここだけというふうであれば、そのとおりなんですけど、できれば2時間枠ずつでつくりたかったんだけど、できないもんだから、こういうふうにしたというのが実情です。

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） すみません、修正案の提出者から質疑をさせていただいて申し訳ありませんけど、システム改修ができるかどうか、そしてできたとしても改修費用が必要だということでありますが、この別表の形でなく、時間を30分ごとに6時半から7時まで、7時から7時半までという、こういう枠をずっとつくっていったって、それぞれ150円という形でやっていくという形にすればシステムのほうでは対応できるんでしょうか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳

君） 時間の枠を30分単位で枠をつくって、そこを必要な枠の数だけ借りていただくということであれば、システムの対応ができるかなと思っています。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） そうすると、修正案の修正案を出されるんですか。木村委員がそうやっておっしゃると、これが間違っていないけど、書き方が間違っているとすると、修正すれば可能になるという考え方があるんだけど。

◎委員（木村冬樹君） 意図はそういう意図で出したんですけど、私の知識の不足している部分から、こういうふうに書けば読み取れるんじゃないかと思ってつくった修正案でありますので、これはこれとして判断していただいて、場合によっては本会議で出したものをさらに賛成者がおれば、修正案として出したいというふうに思っています。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） すみません、小学校、中学校の屋内運動場で、夜間で2団体連続使うということは僕の記憶ではあまりないと思うんだけど、ほぼ1団体だったという記憶があるんですが、2団体使っている事例はあるんだったら、教えてください。

◎生涯学習課統括主査（山内雅史君） 現在はございません。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、委員間討議を終結いたします。

次に、修正案に対する討論に入ります。

反対討論はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） 議案第55号「岩倉市立学校体育施設の開放に関する条例の制定について」の修正案につきまして、反対の立場で討論をいたします。

本条例の原案でございますけれども、日中は2時間、夜間は1時間30分の時間区分を設けております。これは、より多くの市民の皆様に御利用してい

ただける時間区分と考えます。夜の限られた時間をより多くの団体に分け合うことができ、複数の団体が均等に利用できるため、市民満足度の向上にもつながると考えます。また、岩倉市内の他の公共施設の時間区分もおおむね2時間前後、中には4時間というものもありますけれども、そのような時間区分で設定されており、他の公共施設との比較においても問題ないと考えます。

今回提案されました修正案の30分単位での時間区分のデメリットとして、予約の取り方次第では空き時間が発生してしまう可能性が出てきます。また、夜間の時間帯で例えば真ん中の時間帯を利用されると、前後の時間帯が利用しにくくなるというふうにも考えます。より多くの団体に空き時間の無駄なく施設を利用していただくには、30分の時間区分は適さないと考えます。

以上の理由から、議案第55号の修正案に反対いたします。

◎委員長（水野忠三君） 賛成討論はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 議案第55号の修正案について、賛成の立場で討論いたします。

この修正案の提案の理由については、先ほど来述べたところであります。より使いやすさを求めて、それから現時点で使っている団体の使い方も考慮いたしまして、こういう形で出させていただきました。

なかなか6時半からから8時までという形でスポーツ協会等の方々が利用できるのかなというところも少し懸念するところでありますし、多くは7時から9時という時間帯が多いんじゃないかなというふうに思っております。そういうことを考えますと、どういう時間の区分がいいのかなというところが非常に悩ましいところで、提案としてはこういう形になったということがあります。引き続きこの結果を受けて、また検討して対応していきたいというふうに思っております。

以上で賛成といたします。

◎委員長（水野忠三君） 他に討論はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第55号「岩倉市立学校体育施設の開放に関する条例の制定について」の修正案について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手少数であります。

採決の結果、議案第55号に対する修正案は賛成少数により否決すべきもの

と決しました。

暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、議案第55号の原案に対する討論に入ります。

反対討論はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） じゃあ、議案第55号「岩倉市立学校体育施設の開放に関する条例の制定について」、反対の立場で討論いたします。

この委員会での質疑の中で述べてきたとおり、使用料を新たに徴収していくことになることについては基本的に賛成する立場ではありません。しかしながら、空調設備が整ってということで、その分での電気料金等もありますので、その分についてはやむを得ないかなというふうに思っておりますし、利用者も理解が得られるというふうに思っているところであります。

しかし、使用するこの時間帯の区分について、利用実態から見ると、6時半から9時半までの間で2枠を取って利用するというケースが多くなってくるのではないかなという予想をするわけであります。

そういった点で、時間帯の区分をもう少し利用者、利用団体の声を聞きながら設定すべきではなかったかなというふうに思い、この使用料の時間区分については賛成できず、この議案について反対といたします。

◎委員長（水野忠三君） 賛成討論はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） 議案第55号「岩倉市立学校体育施設の開放に関する条例の制定について」につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

本条例の制定により、現状、各小・中学校の校長を通じ予約をし、利用していた小・中学校の屋内運動場施設が広く市民の皆様に開放され、予約に関しても他の公共施設と同様になり、公平性が高まるものと考えます。市内の学校施設は、市民の皆様からの税収を主な財源として、建設、維持管理がされており、誰もが公平に利用できる仕組みづくりが重要であると考えます。

今回、新たに施設の使用料及び空調設備が設定されます。これは、他の公共施設同様に受益者負担として必要であり、今後の適正な施設の維持管理に有効に利用されます。財政の適正化において、本案の使用料制定についても賛同するところであります。

また、本条例では、より多くの市民の皆様に利用していただけるよう、日中は2時間、夜間は1時間30分の時間区分を設けており、多くの市民の皆様に利用していただける時間区分と考えます。また、他の公共施設の時間区分と比較しても、今回の条例案は問題ないと考えます。

以上の理由から、議案第55号に賛同し、賛成討論といたします。

◎委員長（水野忠三君） 他に討論はございませんか。

よろしいですね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第55号「岩倉市立学校体育施設の開放に関する条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第55号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、議案第56号「岩倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 岩倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第19条、苦情への対応ということで、19条の苦情への対応、乳幼児またはその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないという記述がありますが、窓口はどのような場所にどのように設置するのか、当局のお考えをお聞かせください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 苦情受付の窓口といたしましては、まずはその施設の設置者のところであります。それからまた、所管している市の部署ということで、こども家庭課になります。それ以外に、地域の民生委員、児童委員さんに苦情処理の委員さんをお願いするかどうかというところは、そこの法人のところでの調整に入ってくると思っております。

◎委員（井上真砂美君） 反対にですけれども、第5条のほうですけれども、第5条のほうは乳児等通園支援事業者への一般原則ということで、乳児等通園支援事業者は、運営の内容を適切に説明するように努めなきゃいけないと

いうことですが、事業者が保護者に対して苦情等も説明するという、そのようなことでよろしいでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 利用される段において、そういった相談窓口があることをお示しすると同時に、施設のほうにもこういった窓口、連絡先等を掲示することになっております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（堀江珠恵君） この制度なんですけれども、この制度をやるに当たっての目的のほうは理解しているつもりですが、今、岩倉市内の現状としてはリフレッシュ保育とか一時預かりとかという制度が整っている中で、今回これをやるに当たって、国から示されている部分ではあるんですけれども、そういった兼ね合いとかいうのも検討の中で入れて、これを始めるというふうな形だったのか、その考えとか経緯を少しお聞かせください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 従来から実施しておりますリフレッシュ保育事業や、それを含む一時保育であったりとか、あとファミリー・サポート・センター事業というものは、ともに保護者の利便性のためというか、保護者に成り代わって預かるという考え方を基本とする事業であります。

一方で、今回の誰でも通園制度につきましては、子どもの成長のために通うという考え方を基本としておりまして、そこが制度の趣旨として大きな違いがあるといえます。

ただ、実態としては似ている部分も多く発生してくるのかなというふうには思っておりますが、現状、リフレッシュ保育も、ファミリー・サポート・センター事業も、それぞれ相当程度のニーズがございますので、今後もそれぞれの事業は実施をしていきます。

一方で、リフレッシュ保育事業と誰でも通園制度については、運営の形態については親和性が高いと考えられますので、一体化して効率的な運用ができるのかどうかという点についても模索していこうと思っております。

◎副委員長（堀江珠恵君） ありがとうございます。

また、現行の制度もある中で、いろいろちょっと考えていきながらやっていただけたらなというふうに思います。

あと、もう一点なんですけど、本会議でも少し触れさせていただいて、今回午前中のインクルーシブという方針の制度のほうの兼ね合いもあるんですけれども、今回始めるに当たっては、たしか3人から最初始めるというふうに少しお聞きしたかと思うんですが、発達障害の特性のある子たちが、こういったところに通うというふうな形になった場合、今現状、保育園では加配

をつけたりして対応されているかと思います。そうすると、この誰でも通園制度をやっていく中では、そういった保育士とか、そういった対応とか、そのときには加配をつけるとか、法律的にどういうふうになっていくのか、少し教えてください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 現状、保育士の配置についてのそういった加配の考え方とかいうことについては、明確には国からは示されていない中で、ただ一定、事業者のほうが入入として得られる給付費のほうでは加算をしていくよというようなことが示されておりますので、その中で、あと事業者のほうがどこまで対応していただけるのかというところは、ちょっと今後まだ調整が必要かなと思っております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議の質疑の中で、補正予算の部分を含めて、だんだん岩倉市がどういう形でこの制度に対応していくのかということが見えてきているところでもあります。

それで、まずこの国が示している制度で、例えば月の利用時間が10時間程度、1回2時間程度というようなことだとか、あと自由に予約を空いているところで取れるというふうに言っているんですけど、子どもたちにとっては慣れた環境で見てもらうほうが絶対にいいわけで、固定利用ということをやっている、事前にスタートしているところでは、そういうことをやっているところもあるとお聞きしているところです。こういった点については、それぞれの自治体や事業者の間で裁量があるのかどうか、こういった点についてまず教えていただきたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 誰でも通園制度の利用方式につきましては、先ほどおっしゃられましたけれども、国からの例示としましては定期の利用、毎週何曜日に何時間使うとかいうことであるとか、あとは柔軟利用ということで、保護者の御都合に合わせて好きなところで使えるというようなことが示されております。

現時点で本市で予定している事業者との調整の中では、ちょっとまだ定期利用とするか柔軟利用とするかというところは決め切れていないというところが現状です。1つ確定的なところは、給食の提供は難しいというところがありますので、給食は提供しない方向で考えているということでもあります。

◎委員（木村冬樹君） この条例は施設の運営及び基準を定めるということで、国の基準に沿ってつくられてきている条例だというふうに思います。それでも気になるのが、職員の配置の基準の問題なんですけど、一般型の乳児等通園支援事業を行っていくということで、今、話がずっと進んでいって

ますので、通常通園している子どもたちとは分けて別室で保育をするという形になってくるという、多分そういうことで進んでいるというふうに思うんですけど、そういった点でいえば、先ほどインクルーシブ保育だとかというところと、本当にそんなことになっていくのかなというふうに疑問があるところでもありますけど。

保育士の配置について、22条の職員というところで、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修を修了した者ということで、その後に2項のところで、乳児おおむね3人に1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児はおおむね6人に1人以上ということで、そのうち半数以上は保育士とするということではありますが、今、岩倉市で準備しているところでは、この職員の資格の問題はどのように話を進めているのでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 現在調整しているところでは、全て保育士資格を所持している保育士さんでやっていただくということで調整をしております。

◎委員（木村冬樹君） 利用の実態がこれからどうなっていくのかというのは全く読めないところで、都市部ではかなり需要はあるのかなというふうに思いますが、この地域でどうなのかというところは少し分からないところでもありますので、配置基準のところについては、例えば乳児は3人に1人とか、こういったことについては岩倉市のこれまでやってきた基準に沿ってやっていくという、そういうことでの話の進め方になっているのでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 配置の基準につきましては、本市の通常の保育の場合ですと、1歳児につきまして、特別に園児4人に対して保育士1人という配置を原則としております。

ただ一方で、今回の誰でも通園制度につきましては、先ほどおっしゃられた一般型で専用部屋でやるということもございますので、ここにつきましては条例上は国の基準のまま、1歳以上3歳未満は6対1ということで基準は設けさせていただいております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと本会議でもお聞きしたもので、なかなか。12月にもう一つの条例として、事業者に対する支援給付を行っていくという、そういうことを定める、そして資格だとかを定める、そういう条例が制定されるということではありますが、先ほど言っているような運営、例えば月の上限時間をどうするのかとか、利用をどうしていくのかだとか、そういったものについて何か規則や要綱で定めていくというふうな方向で検討が進められ

ているのか。ごめんなさい、ちょっと本会議の答弁を読み取ることができませんでしたので、その辺についてもう一度教えていただきたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 現在検討しているところだと、本会議でも答弁させていただきましたとおり、子ども・子育て支援法に基づく、そこで事業者が給付を受けるための確認を市が行っていくということになりますので、その確認のための手続等を定める確認基準条例というものを予定しております。また、そういった確認の手続であるとか、いろんな様々な申請様式と、利用者に対しても給付を受ける資格を認定することに関して必要な事項を定めるための規則改正というものも必要であると考えております。

また、児童福祉法に基づいて事業者を認可するというこのために、こちらは要綱を定めるということも予定をしております。ただ、こちらが全国一律で実施される制度ですので、なかなか市独自で進める状況にもないというところで、国からまだ例示が示されていないというところもありますので、引き続き県を通じて情報収集に努めているという状況でございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第56号「岩倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第56号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、議案第58号「岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） この回数券を、4月1日施行になっているので、3月31日までに市外の方が回数券を大量に買っちゃうと、そのまま使えちゃうと思うんですね。そのまま、その料金で買っていけば。そのことはどうするつもりなのかなと。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 具体的な取扱いについては、現在検討中でございます。

◎委員（大野慎治君） これって4月1日施行になっているんだけど、例えばアクティブルームとかは、今、施設予約システムで取れるのかどうかちょっと僕は定かではないんですが、もし取れるとするとですよ、1月とか12月から取れるのかちょっと定かではないんですが、1月から取れるとするとですよ、そのときの料金はどうするんだというのも定かではないんですよ、予約したときの。施設の予約とか、そういったところの料金はどうするんだというのが明確ではないと思うんですけど、それはもう2倍取るの、市外の方には。

◎生涯学習課統括主査（山内雅史君） 経過措置のところに記載をさせていただいておりますけれども、4月1日以降に予約を取った場合に、その料金を適用するということになりますので、例えば1月中に4月の予約を取った場合は今までどおりの料金ということになります。

◎委員（大野慎治君） そうすると、3月中の予約であれば、5月でも6月でも料金は2倍にならないと、利用日とは関係なく。予約日が基準になるということでしょうか。

◎生涯学習課統括主査（山内雅史君） そのとおりでございます。

◎委員（片岡健一郎君） すみません、今の質問の関連で。となると、トレーニング室とか回数券ですよ。回数券は、結構、制限なく買えるんですね、何冊でも買えると思うんです。極端な話、何十冊も買えるんですけど、そういうことに対しての何か対処というのはちょっと考えなきゃいけないかなと思うんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳

君） 指定管理者と相談をしながら、その辺りの取扱いは考えていきたいと思えます。

◎副委員長（堀江珠恵君） それに関連してですけれども、12月からこの4月の予約というのが対応できるかと思うんですけれども、ここを今、今回これを通して今からこの12月までの間、そういった準備期間は結構短いかなというふうに感じるんですけれども、その辺はどうやって指定管理者と運営とかやっていくのか、少しお聞かせください。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 準備の期間、あとは周知の期間も含めて、滞りのないように指定管理者と打合せを進めていきたいと思えます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議の質疑の中で、近隣市町で市外在住者の使用料を倍にしているところというのは、大口町と、扶桑町と、清須市ということで挙げられました。また、今年4月から7月の利用者の実績から見ますと、市外在住者の利用が23.2%ということで、4件に1件ぐらいというところがありますが、こういった実態に照らしてどうなのでしょう。まずは、近隣ではそれほどたくさん市町がやっているという状況ではないと思えますけど、こういったことを岩倉市が率先してやっていくということについては私は疑問があるというところで、他の自治体への影響もありますのでね。その辺については、検討はされたんでしょうか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 近隣で2倍という設定を取ってないようなところもございますけれども、そもそも、単純に比較はできませんけれども、同じような類いの施設の使用料が岩倉市より高い傾向がございますので、そういったところで一定のバランスを取るといったことも踏まえて2倍と設定をしたものです。

◎委員（木村冬樹君） あと、4件に1件ぐらい市外在住者の利用があるということでありまして、市内在住者がこれによって使用がしにくくなっているという実態についてどのように考えているのかという点について、お聞かせいただきたいと思えます。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 直接市内の利用者からお声を聞くこともございますけれども、指定管理者を通じてそういった声を多く聞くものですから、そういったことから設定をしたものです。

◎委員（木村冬樹君） 利用している団体や個人、個人は市外・市内と特定しやすいわけですが、団体によっては混在しているケースが多いんじゃない

いかなと思いますけど、申請者が市内在住者であれば通常どおりということ
で、そういう確認でよろしいでしょうか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳
君） 現在は、申請者が市内在住か市外在住かで判断しております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 議案第58号「岩倉市総合体育文化センターの設置及
び管理に関する条例の一部改正について」、反対の立場で討論をいたします。
この条例の一部改正は、市内在住者と市外在住者の使用料の額に差を設け、
市外在住者の使用料の額を2倍とするものであります。市内在住者が安定し
て利用できる環境を確保するとともに税負担の公平性を担保し、施設の持続
的な運営を可能にするための改正ということですが、市外在住者の使用
料を2倍にすることによって、その目的を達成するのには必要な手段であ
るとは私は思いません。

本会議の質疑において、今年4月から7月までの使用状況では市外在住者
の使用は23.2%であること、近隣市町で差をつけているのは、大口町、扶桑
町、清須市であることが分かりました。そもそも公共施設を広く利用しても
らう観点から、市内・市外で差をつけることには反対であります。これを許
していけば、あらゆる公共施設の使用料も市内・市外で差をつけていくこと
につながっていくのではないのでしょうか。

また、総合体育文化センターを使用している各種の団体の中には、市内・
市外を問わず加入しているのが実態であります。使用申請者は市内在住者と
する使用申請が増えることになっていくのではないのでしょうか。この辺の統
計については、引き続き注視していきたいというふうに思います。

さらには、差をつけている近隣市町が少ないという中で、本市が率先して
差をつけていくということについては、周辺自治体への影響も含めて、その
ようにしていくべきではないというふうに考えます。

以上の理由により、この議案第58号については反対といたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに賛成討論はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） 議案第58号「岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」につきまして、賛成の立場で討論いたします。

今回の修正案では、利用者が市内に住所を有しない場合に使用料を2倍の額とする改正案が示されています。総合体育文化センターは、市民の皆様からの税金によって建設、維持管理されているものであって、市民福祉の向上を目的として整備されたものであります。その財源は、主として本市に居住し、納税している市民の皆様であります。したがって、市民と市外利用者と同一の負担で扱うことは、公平性の観点から課題があると考えます。今回の改正は、そうした負担の公平を図るものであり、極めて妥当な判断と言えます。

また、近隣自治体における状況を見ましても、市外の利用者に割増し料金を設定することは広く行われており、特別な措置ではありません。むしろ、本市がこれまで市内外を同一料金としてきたことは、市民にとって不公平感を抱かせる一因ともなっておりました。

もちろん、市外利用者の利用を全て排除する趣旨ではなく、必要に応じて市民以外の方にも引き続き利用は可能であり、規定に該当する利用者は市外の方でも引き続き減免措置もあります。今回の措置は市民の利用を確保する意味でも意義があり、結果として市民がより円滑に施設を活用できる環境が整うことが期待できます。

以上の理由から、議案第58号に賛同し、賛成討論といたします。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかに討論はございませんか。

よろしいですね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第58号「岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第58号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、議案第59号「岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） この条例に関して、岩倉市屋外スポーツ施設ということで該当するのが野寄のテニスコート、それから南中と北小の屋外照明施設、それから石仏スポーツ広場と野寄スポーツ広場だというふうに思います。その中で料金を取っているのが小・中学校の照明とテニスコートであるかというふうに思いますが、この辺、同じようにこの利用実態について、総合体育文化センターと同じような市内・市外の利用実態となっているのでしょうか。もし数字が分かりましたら、教えていただきたいと思います。

◎生涯学習課統括主査（山内雅史君） 令和7年の4月から8月末までの5か月間の状況、件数ベースであります。野寄テニスコートでは2,225件中888件が市外利用者ということで、39.9%の割合となっております。

◎委員（木村冬樹君） 総合体育文化センターと比較して、野寄テニスコートは多いかなというふうに思いました。

小・中学校のところというのはどうなのでしょう。ほとんど申請者が市内の人なのでしょうかね。実態をちょっと教えていただきたいと思います。

◎生涯学習課統括主査（山内雅史君） 小・中学校の夜間照明につきましては、市内在住、在勤、在学者のみが利用できるということになっております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） ちょっと細かいことで申し訳ないですが、議案の別表4のところを見せていただきますと、南部中学校運動場照明等施設、今までは軟式野球に使用する場合というふうにただ使用する場合と書いてあったのが、今度は改正で利用する場合。利用というのは、何か役に立てるとか、そんなような意味合いがあると思うんですけど、その辺、どうして変えられたのか、教えていただきたいと思います。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 条例上であつたり、「利用」という表現で統一をしているものですから、そういった文言の統一に係るものになります。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 野寄のテニスコートのほうは岩倉中学校が部活等で使っているなと思っているわけですが、終わった後にトンボをかけたりしていると私は思っておるんですけど、テニス場というのはテニスのボールが跳ね返ったりするときに土の補充等、手入れが随分必要かと思いますが、それはどなたが行っていらっしゃるのでしょうか。

◎生涯学習課統括主査（山内雅史君） 野寄のテニスコートにつきましては人工芝になっておりまして、砂がなくなったりすると管理人さんのほうで砂を補充していただいているというふうに。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 議案第59号「岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、反対の立場で討論を行います。

この条例の一部改正につきましても、市内・市外を区分して市外在住者の使用料を2倍徴収するというものでありますので、さきの議案第58号における討論と同様の理由により、反対といたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに賛成討論はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 議案第59号「岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成の立場で討論します。

今回の一部改正については、利用者が市内に住所を有しない場合、使用料を2倍の額にすると示されています。野寄テニスコートは市民の税金によって維持管理されているもので、市民福祉の向上を目的として整備されたものです。財源は、主として本市に居住し、納税している市民であります。したがって、市民と市外利用者とを同一の負担で扱うことは公平性の観点から課題があると考えます。今回の改正は、そうした負担の公平を図るものであり、極めて妥当な判断と言えます。

また、近隣自治体の状況を見ましても、市外利用者に割増し料金を設定す

ることは広く行われており、特別な措置ではありません。むしろ、本市がこれまで市内外を同一の料金としてきたことは、市民にとって不公平感を抱かせる一因ともなっております。

市外利用者の利用を排除する趣旨はなく、必要に応じて市民以外の方も引き続き利用は可能であり、規定に該当する利用者は市外の方でも引き続き減免措置もあります。今回の措置は市民の利用を確保する意味でも意義があり、結果として市民がより円滑に施設を活用できる環境が整うことが期待できます。

以上の理由から、議案第59号に賛同し、賛成討論といたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第59号「岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第59号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続きまして、請願第2号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充に関する請願」を議題といたします。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、請願に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

請願第2号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充に関する請願」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第2号は全員賛成により採択すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続いて、厚生・文教常任委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。
暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

お手元にありますように、議長へ継続審査の申出をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続きまして、採択されました請願第2号、それから一部採択されました請願第3号及び請願第4号につきまして、意見書を委員会提出議案として提出することを議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、議題といたします。

まず最初に、第2号のほうからよろしいですか。

請願第2号の意見書の文案について御意見はございませんか。

請願第2号ですね、定数改善計画。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、衆参両議長も提出先に加えるということによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ほかに意見書の文案等について御意見はございませんか。

よろしいですか。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

意見書の文案について、ほかに御意見はございませんか。

よろしいですか。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

意見書の文案等については、ほかに御意見はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、意見書の文案についてはちょっと確認させていただきます。

この請願第2号については、提出先について、衆議院、参議院の議長を加える、それからあと本文の下から4行目、「よって、貴職においては」の部分は、「よって、岩倉市議会は」に直すで、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

もう一度、意見書の文案について確認をいたします。

請願第2号の意見書の文案については、衆参両議長を提出先に加える。そして、本文のほうの下から4行目、「よって、貴職においては」の部分は、「よって、岩倉市議会は貴職においては」に直すということによろしいですか。

〔「おいては」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 失礼しました。「よって、岩倉市議会は貴職において」……。

〔発言する者あり〕

◎委員長（水野忠三君） もう一度言うと、「よって、岩倉市議会は貴職に

おいて、」というふうにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、請願第３号の意見書について議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、議題といたします。

請願第３号の意見書の文案について御意見はございませんか。

２つありますよね。保育料の無償化。

国のほうと県のほうと。

請願第３号の意見書の文案について御意見はございませんか。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

請願第３号の意見書の文案については、ほかに御意見はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、請願第３号の文案につきましては、まず意見書の中の数字の表記等については正・副委員長のほうで整理をさせていただくということ、それからあと提出先については内閣官房長官を加える、その提出先の表記の順番等についても正・副委員長で整理をさせていただくということでよろしいですか。

それでは、ただいま申し上げたとおりにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続いて、一部採択されました請願第４号の……、失礼しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続きまして、愛知県知事が提出先になっているほうの意見書についても御

意見はございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） こちらのほうにつきましても、先ほど申し上げた数字の整理等について、確認して整理することについては御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） では、そのように決しました。

続きまして、一部採択されました請願第４号の意見書について議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、議題といたします。

請願第４号の意見書の文案について御意見はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 内閣府のこども家庭庁がありますので、内閣府の責任者である内閣官房長官を入れたほうがいいと思います、提出先に。

◎委員長（水野忠三君） 内閣官房長官を提出先に加えるということですね。

ほかに御意見はございませんか。

よろしいですか。

◎委員（井上真砂美君） 「食の保障」というのが上から３段落目の下のほうにあるんですけど、その保障でいいんですか。その保障というのは、どっちの保障かなと。障害のないように保つこと、特に、現在、将来の状態や地位を保全することというふうにこっちの保障はなっているんですけど。ごんべんのほうの保証だと、また、うーん……。

〔発言する者あり〕

◎委員（井上真砂美君） この字でいいですか。ありがとうございます。確認させていただきました。

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

請願第４号の意見書の文案等につきまして、ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

県のほうもよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、請願第４号の意見書の文案につきましては、国に対するほうは提出先に内閣官房長官を加える、そして提出先の表記の順番については正・副委員長で整理をさせていただく。

◎委員（木村冬樹君） 最後の段落の「よって、岩倉市議会の子育て世帯の給食費にかかる」ということですが、ここは「保育園給食費にかかる」というふうに入れたほうが、下のところの給食費はそれでかかってくるけど、保育園給食費と書いてあるところが上のほうにあるもんだから、入れたほうがいいんじゃないかという意見です。

◎委員長（水野忠三君） それは、国のほうも県のほうも両方ですね。

◎委員（木村冬樹君） そうです。

◎委員長（水野忠三君） じゃあ、確認させていただくと、下から４行目、「よって、岩倉市議会の子育て世帯の保育園給食費にかかる経済負担を減らし」でよろしいですか。保育園給食費。

〔発言する者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 保育園の、「の」は入れなくて保育園給食費。

じゃあ、保育園給食費でよろしいですか。ちょうど本文の上から４行目の後半に保育園給食費という表記がありますので、こちらにそろえるということよろしいですか。

〔発言する者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それもありますね。

〔発言する者あり〕

◎委員長（水野忠三君） じゃあ、表題のほうに。

〔発言する者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それは、国も県も両方でいいですか。冒頭にじゃあ保育園とつけるということよろしいですか。

「保育園の」じゃなくて「保育園」でいいですか。保育園の給食費無償化か保育園給食費無償化。

〔「保育園のにします」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 「の」にするんですね。

じゃあ、確認をさせていただきます。

請願第４号の意見書のほうの国、県両方ですけれども、表題のほうを保育園の給食費無償化に向けた補助を求める意見書とするということよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ほかに御意見はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） 文案の中の保育園給食費という言葉は給食費にするということで。

◎委員長（水野忠三君） 先ほどのところですね。

◎委員（片岡健一郎君） はい、お願いします。

◎委員長（水野忠三君） じゃあそのまま、表題を変えましたので通じると思いますし。

◎委員（片岡健一郎君） そのほうがいいかなと思いますので、4行目のことです。4行目のところを、保育園を取るということのほうがよろしいかと思います。

◎委員長（水野忠三君） のほうがいいですか。

〔発言する者あり〕

◎委員長（水野忠三君） じゃあ、4行目を逆に取るということですね。4行目の保育園を取る。

ほかに御意見はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

それでは、請願第4号の意見書の文案につきましては、まず国のほうの提出先に内閣官房長官を加える、提出先の表記の順番は正・副委員長で整理をする、それから国と県と両方とも表題の冒頭に「保育園の」というのをつける。それから、あとは本文の中の4行目で、後半のところ、「保育園給食費」とある部分については、「保育園」を取って「給食費」とだけするというところで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

そして、あと、請願第2号、請願第3号、請願第4号の意見書全てに共通で、字句の整理等が必要になった場合は正・副委員長のほうで字句の整理をさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。